

○岡山市事務決裁規程

平成4年3月30日

市訓令甲第4号

岡山市事務決裁規程（昭和49年市訓令甲第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 事務代決（第9条—第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、本市における事務の円滑な執行を期するとともに、責任の範囲を明らかにするため、市長の権限に属する事務の処理に関し必要な事務取扱基準を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 各職位の基本的な職務権限、専決又は委任に基づく事務の決裁については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 職位 職員に与えられた職務上の地位及びその地位にある者をいう。
- （2） 職務権限 各職位が職務を遂行するに当たっての責任と権限をいう。
- （3） 専決 事案について常時市長に代わって決裁することをいう。
- （4） 回議 決裁に至るまで所属上司の承認を求めることをいう。
- （5） 合議 決裁を得なければならない事項について、関係職位と調整、確認することをいう。
- （6） 代決 事務の決裁を認められた者（以下「決裁者」という。）が、出張その他の理由により緊急を要する決裁を行うことができないとき、又はその処理について起案に関わる者があらかじめ決裁者の指示を受けているとき、下位の職位にある者が決

裁者に代わり，決裁することをいう。

(7) 理事 職制上の段階が行政職局長級の理事をいう。

(8) 局長 職制上の段階が行政職局長級の局長，担当局長，区長及び会計管理者並びに職制上の段階が行政職部長級の市長公室長をいう。

(9) 部長 職制上の段階が行政職部長級の部長，室長，担当部長，区長代理及び支所長事務取扱の参事並びに職制上の段階が医療職(1)部長級の担当部長及び所長をいう。

(10) 課長 職制上の段階が行政職課長級の課長，担当課長，所長，館長，分室長，支所長及び園長，職制上の段階が医療職(1)課長級の所長，職制上の段階が医療職(2)課長級の課長及び所長並びに職制上の段階が行政職課長補佐級に相当する地域センター，北部下水道事務所及び瀬戸下水道事務所の所長をいう。ただし，別表第1固有専決事項(出先機関)支所の表中においては，職制上の段階が行政職課長補佐級に相当する支所の課長をいう。

(11) 課長補佐 職制上の段階が行政職課長補佐級に相当する職位をいう。ただし，再任用職員を除く。

(決裁の原則)

第4条 市長の権限に属する事務は，すべて市長の決裁を経なければ執行することはできない。ただし，市長は副市長及び前条に定める職位にある者に，別表第1に掲げる事項について専決させることができる。

2 専決による決裁者は，当該意思決定についての責任者であることを認識し，常によく上司の意図を体して，いやしくも決裁制度の趣旨を誤って専断に陥ることのないよう適切かつ公正に事務を処理しなければならない。

(決裁の例外)

第5条 この訓令に定める専決事項であっても，決裁者は次に掲げる事項については，上司の指示を受けなければ決裁することができない。

(1) 重要又は異例に属するもの

(2) 紛議，論争又は将来その原因となると認められるもの

(3) 規定の解釈上疑義のあるもの

(4) 先例になると認められるもの

(5) 特命があるもの

(6) 将来において市の義務負担が生ずると認められるもの

2 市長が市の事務を管理し、及び執行する最高の責任者として知る必要がある事項について、専決による決裁者又は指定合議先職位の者は、市長の指示を受けなければ決裁又は確認することができない。

3 副市長が市の事務を管理し、及び執行する責任者として知る必要がある事項について、専決による決裁者又は指定合議先職位の者は、副市長の指示を受けなければ決裁又は確認することができない。

(決裁の特例)

第5条の2 副市長は、特に必要があると認める場合は、一定期間に限り、特定の事務について、副局長に局長決裁を行わせることができる。

2 前項の特例は副市長の決裁をもって行うものとする。

(決裁の類推による専決)

第6条 この訓令に専決事項として定めていないものであっても、決裁者において、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この訓令に準じて処理することができる。ただし、継続的な事務については、あらかじめ上司の承認を受けなければならない。

(合議)

第7条 事務の管理執行に当たり決裁を得なければならない事項のうち、関係職位と調整、確認する必要があるものについては、関係職位に合議しなければならない。

2 別表第1に規定する指定合議先職位には、必ず合議をしなければならない。

3 区役所に関する事務のうち、副市長以上の決裁を要するものにあつては、主務局長、主務部長及び主務課長へ合議しなければならない。

4 支所及び地域センターに関する事務のうち、局長以上の決裁を要するものにあつては、区役所主務課長へ合議しなければならない。

5 合議は、施行期日以前にしなければならない。

(決裁区分)

第8条 事務決裁の区分を次のとおり定め、各回議案にはその決裁区分に従って該当する表示をするものとする。

- A 市長の決裁を要するもの
- B 副市長の決裁を要するもの
- C 理事及び局長の決裁を要するもの
- D 部長の決裁を要するもの
- E 課長の決裁を要するもの
- F 課長補佐以下の決裁を要するもの

2 前項の表示は、起案者がしなければならない。ただし、決裁者が必要と認めた場合は、変更することができる。

3 担当を命ぜられた理事、局長、部長及び課長は、命ぜられた担当事務の範囲内でのみ決裁を行うことができるものとする。

4 部長が承認、決裁する事務の範囲は、別表第2のとおりとする。ただし、特命が生じる場合の範囲については理事及び局長が別に定める。

第2章 事務代決

(代決の順序)

第9条 次に掲げる者は、次に掲げる順序により、その事務を代決するものとする。

決裁者	代決者
市長	担当副市長，他の副市長
副市長	理事，局長，副局長
理事，局長	副局長，部長
部長	課長，課長代理
課長	課長代理，課長補佐

備考

- 1 この表において「副局長」とは、職制上の段階が行政職局長級の副局長をいう。
- 2 この表において「課長代理」とは、職制上の段階が行政職課長級の課長代理、支所長代理、所長代理及び専門監、職制上の段階が医療職(1)課長級の専門監並びに職制上の段階が医療職(2)課長級の所長代理をいう。

2 担当を命ぜられた理事，局長，部長，課長及び課長補佐は，命ぜられた担当事務の範囲内でのみ代決を行うことができるものとする。

3 決裁者は，代決者が事故その他の事情により代決を行えないときは，第1項の規定にかかわらず，別に代決者を定めることができる。

(代決の制限)

第10条 副市長が代決する場合を除き，前条の規定は，事案の内容が重要又は異例に属するものについては適用しない。

(代決後の手続)

第11条 第9条の規定により代決した場合には，代決者又は起案者は速やかに決裁者へその報告をするものとする。ただし，その処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けているときについては，この限りでない。

(合議を受けた者が不在のときの処置)

第12条 前3条の規定は，合議を受けた者が不在のときの処置について準用する。この場合において，第9条及び前条中「決裁者」とあるのは「合議を受けた者」と，「代決者」とあるのは「合議を受けた者に代わって処理する者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は，平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年市訓令甲第12号）

この訓令は，平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年市訓令甲第31号）

この訓令は，平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成6年市訓令甲第12号）

この訓令は，平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年市訓令甲第61号）

この訓令は，平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年市訓令甲第10号）

この訓令は，平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年市訓令甲第6号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年市訓令甲第9号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年市訓令甲第9号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年市訓令甲第6号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年市訓令甲第40号）

この訓令は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年市訓令甲第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年市訓令甲第13号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年市訓令甲第41号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年市訓令甲第17号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年市訓令甲第80号）

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成13年市訓令甲第90号）

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成13年市訓令甲第99号）

この訓令は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成14年市訓令甲第12号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年市訓令甲第20号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年市訓令甲第51号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年市訓令甲第72号）

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年市訓令甲第16号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年市訓令甲第26号）

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年市訓令甲第85号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年市訓令甲第175号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年市訓令甲第20号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年市訓令甲第121号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年市訓令甲第144号）

この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年市訓令甲第28号）

この訓令は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成19年市訓令甲第74号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年市訓令甲第187号）

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年市訓令甲第201号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年市訓令甲第21号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第10号）

この訓令は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第55号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第109号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第115号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年市訓令甲第20号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市訓令甲第29号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市訓令甲第57号）

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年市訓令甲第98号）

この訓令は、平成23年11月18日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第4号）

この訓令は、平成24年1月27日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第25号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第142号）

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年市訓令甲第54号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年市訓令甲第148号）

この訓令は、平成25年12月24日から施行する。

附 則（平成25年市訓令甲第181号）

この訓令は、平成25年12月24日から施行する。

附 則（平成26年市訓令甲第3号）

この訓令は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年市訓令甲第41号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年市訓令甲第129号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年市訓令甲第156号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年市訓令甲第165号）

この訓令は、平成26年11月10日から施行する。

附 則（平成27年市訓令甲第42号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市訓令甲第51号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市訓令甲第112号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年市訓令甲第124号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年市訓令甲第46号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年市訓令甲第152号）

この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年市訓令甲第26号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市訓令甲第94号）

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成31年市訓令甲第29号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年市訓令甲第35号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市訓令甲第11号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年市訓令甲第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年市訓令甲第19号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1固有専決事項都市整備局住宅・建築部の表開発指導課の部の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

附 則（令和6年市訓令甲第16号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年市訓令甲第18号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年市訓令甲第14号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、岡山市公文書等管理条例（令和8年市条例第3号）附則第1項ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（共通専決事項）（第3条，第4条，第7条関係）

共通専決事項

1 人事に関すること

事項	決裁区分					指定合議先職位
	専決				市	
	課長	部長	局長	副市長		
1 市の附属機関等の委員の推薦及び就						行政事務管理課長

任の依頼並びに任免					女性が輝くまちづくり推進課長
(1) 新規又は重要なもの				○	
(2) その他のもの				○	
2 市の附属機関等の幹事及び内部連絡調整機関の委員，幹事等の任免				○	
3 国又は他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員等の推薦及び就任の承認					秘書課長（市長及び副市長の場合に限る。） 人事課長（一般職の職員の場合に限る。）
(1) 新規又は重要なもの				○	
(2) その他のもの				○	
4 会計年度任用職員の採用，配置換及び退職の決定（採用主体が人事課，主管課及び幼保運営課の会計年度任用職員を除く。）				○	
5 非常勤特別職の任免（人事課所管の非常勤特別職を除く。）				○	
6 講師派遣の承諾				○	人事課長
7 服務に関する諸届の承認					人事課長（14日以内の年次休暇並びに職員の婚姻，忌引，父母の祭日，子の出生，人間ドック及び夏季の事由の特別休暇を除く。）
(1) 局長級					○
(2) 部長級					○
(3) 課長級					○
(4) 課長補佐級以下					○
8 所属職員の勤務時間及び休憩時間の割振り				○	

9 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令及び認定	○				
10 管理職員の週休日の勤務及び休日勤務の命令及び認定					
(1) 局長級				○	
(2) 部長級			○		
(3) 課長級		○			
(4) 課長補佐級	○				
11 労災保険適用者の公務災害、通勤災害の証明	○				給与課長
12 旅行命令（依頼）及び復命（赴任及びこれに伴う事前出張を除く。）					人事課長（国外旅行の場合に限る。）
(1) 一般職職員					
ア 局長級				○	
イ 部長級			○		
ウ 課長級		○			
エ 課長補佐級以下	○				
オ その他の者	○				
(2) 一般職職員以外の者					
ア 非常勤特別職	○				
イ その他の者	○				人事課長（局長級以下に格付けするものを除く。）
13 職員の市内出張の認定	○				
14 職員の表彰の推薦（市以外の団体が表彰する場合に限る。）					秘書課長
(1) 新規又は重要なもの			○		
(2) その他のもの		○			

備考 行政事務管理課長への合議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138

条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する機関に関するものに限る。

2 財務（歳出予算の執行に関する事項を除く。）に関すること

事項	決裁区分				指定合議先職位
	専決				
	課長	部長	局長	副市長	
1 予算及び決算					
(1) 予算の見積書, 説明書及び説明資料等の作成及び提出			○		
(2) 歳出予算の流用申請	○				
(3) 予備費の充当申請			○		
(4) 歳入歳出決算事項別明細調書の作成及び提出	○				
2 基金の積立て及び運用方法の決定					
(1) 重要なもの			○		財務部長 財政課長
(2) その他のもの	○				
3 指定納付受託者の指定等, 歳入の徴収又は収納の委託及び支出事務の委託			○		会計管理者
4 公有財産の処分（譲渡, 譲与, 交換及び減額譲渡）の方針の決定					
(1) 重要なもの				○	財産活用マネジメント推進課長
(2) その他のもの		○			
5 公有財産の貸付けの方針の決定					
(1) 重要なもの			○		財産活用マネジメント推進課長
(2) その他のもの	○				
6 公有財産の処分に係る契約方法の決					

接地との境界の確定					
(1) 境界とは別の理由で関係者の協議が整わないが、境界確定が妥当な場合	○				
(2) その他のもの	○				
17 公有財産の管理上必要な措置の決定					
(1) 重要なもの	○				
(2) その他のもの	○				
18 施設の使用の許可及び取消し	○				
19 行政財産の目的外使用の許可（使用料の決定を含む。）					
(1) 重要なもの及び減免の決定	○				
(2) その他のもの	○				
20 自動販売機設置事業者の募集方法の決定及び自動販売機の設置に係る協定等の締結	○				
21 買収予定地の評価	○				
22 不動産等の寄附の受領					
(1) 重要なもの				○	財産活用マネジメント推進課長
(2) その他のもの	○				
23 公有財産の登記	○				
24 財産の無償による借受け	○				
25 寄附金及び寄附物品の受領並びにこれらの処分					秘書課長
(1) 重要なもの				○	財政課長
(2) その他のもの	○				
26 物品の譲与、減額譲渡、保管転換、	○				

返納，交換及び貸付け並びに出納命令

27 税外収入金関係

(1) 収入の調定及び命令並びに振替命令 ○

(2) 納入通知書，督促状等の発付及び公示送達 ○

(3) 減免

ア 手数料及び使用料で法令，条例，規則，要綱等に明定されているもの ○

イ その他のもの ○

(4) 納期限の変更，徴収猶予及び徴収停止

ア 法令，条例，規則，要綱等に明定されていないもの ○

イ 法令，条例，規則，要綱等に明定されているもの ○

(5) 滞納処分（差押物件の換価を除く。）の執行命令 ○

(6) 差押物件の換価 ○

(7) 滞納処分の執行停止及び執行停止の取消し ○

(8) 債権の放棄及び不納欠損処分 ○

財政課長 財政企画総務担当課長
(強制徴収公債権を除く。)

(9) 収入金の過誤納金還付金及び過誤納金還付加算金の還付及び充当（相殺を含む。） ○

28 負担金，補助金，措置費等の国又

は県に対する交付申請及び交付請求									
(1) 交付申請									
ア 新規又は重要なもの								○	財務部長 財政課長
イ その他のもの								○	
(2) 交付請求								○	
29 負担金, 補助及び交付金, 扶助費, 貸付金並びに補償金の交付, 貸付け及 び支出の基準の決定								○	財務部長 財政課長
30 歳入歳出外現金関係									
(1) 受入の調定及び命令, 納入通知 書の発付並びに振替命令								○	
(2) 払出の決定及び命令								○	

3 歳出予算の執行に関すること

事項	決裁区分					指定合議先職位	備考
	専決				市長		
	課長	部長	局長	副市長			
1 支出負担行為							
(1) 報酬, 給料, 職員手当等, 共済費, 災害補償費, 恩給及び 退職年金							○
(2) 報償費							
ア 100万円未満							○
イ 100万円以上							○
ウ 300万円以上							○
(3) 交際費							○

(4) 消耗品費

ア 図書、雑誌類、生花、新聞、
定期刊行物、印紙、追録、証
紙及び自動車整備に係るもの

イ ア以外のもので予定価格が
15万円未満のもの

ウ その他のもの

(ア) 500万円未満 ○

(イ) 500万円以上 ○

(ウ) 1,000万円以上 ○

(エ) 2,000万円以上 ○

(オ) 5,000万円以上 ○

契約は契約
課固有事項。
ただし、上限
価格を指定
したものの
うち、予定価
格300万
円以下のも
のを除く。

(5) 燃料費

ア 予定価格が15万円未満の
もの ○

イ その他のもの

(ア) 500万円未満 ○

(イ) 500万円以上 ○

(ウ) 1,000万円以上 ○

(エ) 2,000万円以上 ○

(オ) 5,000万円以上 ○

契約は契約
課固有事項。
ただし、上限
価格を指定
したものの
うち、予定価
格300万
円以下のも
のを除く。

(6) 食糧費

ア	50万円未満	○					
イ	50万円以上		○				
ウ	100万円以上			○			
(7)	印刷製本費						
ア	陽画焼付，電子複写，写真 現像焼付及びこれらに係る製 本で予定価格が15万円未満 のもの	○					
イ	その他のもの						契約は契約
(ア)	500万円未満	○					課固有事項。
(イ)	500万円以上		○				ただし，上限
(ウ)	1,000万円以上			○			価格を指定
(エ)	2,000万円以上				○		したものの
(オ)	30,000万円以 上					○	うち，予定価 格400万 円以下のも のを除く。
(8)	光熱水費						
ア	電気						
(ア)	500万円未満	○					
(イ)	500万円以上		○				
(ウ)	1,000万円以上			○			
イ	その他のもの	○					
(9)	修繕料						
ア	岡山市小規模工事取扱規程 に基づくもの	○					
イ	その他のもの						契約は契約

(ア) 2,000万円未満	○					課固有事項。
(イ) 2,000万円以上		○				ただし、建設
(ウ) 8,000万円以上			○			工事に係る
(エ) 15,000万円以上				○		ものに限る。
(オ) 30,000万円以上					○	
(10) 賄材料費	○					
(11) 飼料費	○					
(12) 医薬材料費						
ア 予定価格が15万円未満のもの	○					
イ その他のもの						契約は契約
(ア) 500万円未満	○					課固有事項
(イ) 500万円以上		○				
(ウ) 1,000万円以上			○			
(エ) 2,000万円以上				○		
(オ) 5,000万円以上					○	
(13) 通信運搬費						
ア 切手、葉書、後納郵便料、 電信電話料、データ通信に関するもの及びインターネットの接続に関するもの	○					
イ その他のもの						
(ア) 500万円未満	○					
(イ) 500万円以上		○				
(ウ) 1,000万円以上			○			契約課長
(14) 保管料、広告料、手数料						

及び筆耕翻訳料					
ア 500万円未満	○				
イ 500万円以上		○			
ウ 1,000万円以上			○		契約課長（ただし、契約の相手方及び金額が法令等により明定されているものを除く。） デジタル推進課長（情報システムに係るものに限る。）
(15) 保険料	○				
(16) 委託料					
ア 契約の相手方及び金額が法令等により明定されているもの					
(ア) 500万円未満	○				
(イ) 500万円以上		○			
(ウ) 1,000万円以上			○		
イ 工事の委託					
(ア) 2,000万円未満	○				
(イ) 2,000万円以上		○			
(ウ) 8,000万円以上			○		財政課長 契約課長
(エ) 15,000万円以上				○	財務部長
(オ) 30,000万円以上					○ 財政局長

<p>ウ 工事関連委託（測量，建築関係建設コンサルタント，土木関係建設コンサルタント，地質調査及び補償関係コンサルタントをいう。以下同じ。）業務に係るもの</p>	○	○	○	財政課長	<p>契約は契約課固有事項。ただし，予定価格200万円以下のものを除く。</p>
<p>(ア) 500万円未満</p> <p>(イ) 500万円以上</p> <p>(ウ) 1,000万円以上</p>	○	○	○	契約課長	<p>複合機又は複写機の通し料に係る契約は契約課固有事項</p>
<p>エ その他のもの</p> <p>(ア) 500万円未満</p> <p>(イ) 500万円以上</p> <p>(ウ) 1,000万円以上</p>	○	○	○	<p>デジタル推進課長(情報システムに係るものに限る。)</p>	
<p>(17) 使用料及び賃借料</p> <p>ア 500万円未満</p> <p>イ 500万円以上</p> <p>ウ 1,000万円以上</p>	○	○	○	<p>契約課長</p> <p>デジタル推進課長(情報システムに係るものに限る。)</p> <p>財産活用マネジメント推進課長(不動産に係るものに限る。)</p>	
<p>(18) 工事請負費</p> <p>ア 岡山市小規模工事取扱規程</p>	○				

に基づくもの						
イ その他のもの						契約は契約課固有事項
(ア) 2,000万円未満	○					
(イ) 2,000万円以上		○				
(ウ) 8,000万円以上			○		財政課長	
(エ) 15,000万円以上				○	財務部長	
上						
(オ) 30,000万円以上					○	財政局長
上						
(19) 原材料費						
ア 予定価格が15万円未満のもの	○					
イ その他のもの						契約は契約課固有事項。
(ア) 500万円未満	○					ただし、上限
(イ) 500万円以上		○				価格を指定
(ウ) 1,000万円以上			○			したものの
(エ) 2,000万円以上				○		うち、予定価
(オ) 5,000万円以上					○	格300万円以下のものを除く。
(20) 公有財産購入費						
ア 500万円未満	○					財産活用マネジメント推進課長
イ 500万円以上		○				
ウ 1,000万円以上			○			
エ 2,000万円以上				○		
オ 5,000万円以上					○	

(21) 備品購入費						
ア 図書費	○					
イ 自動車購入費						契約は契約
(ア) 500万円未満	○					課固有事項
(イ) 500万円以上		○				
(ウ) 1,000万円以上			○			
(エ) 2,000万円以上				○		
(オ) 5,000万円以上					○	
ウ ア,イ以外のもので予定価格が15万円未満のもの	○					
エ その他のもの						契約は契約
(ア) 500万円未満	○					課固有事項
(イ) 500万円以上		○				
(ウ) 1,000万円以上			○			財政課長
(エ) 2,000万円以上				○		財務部長
(オ) 5,000万円以上					○	財政局長
(22) 負担金,補助及び交付金						
ア 200万円未満	○					
イ 200万円以上		○				
ウ 300万円以上			○			財政課長(協定書等に基づく負担金を除く)
(23) 扶助費						
ア 予定価格が15万円未満のもの	○					
イ 基準が明定されているもので,継続的なもの						
(ア) 500万円未満	○					
(イ) 500万円以上		○				

イ	200万円以上		○			
ウ	300万円以上			○	財政課長	
(31)	積立金					
ア	100万円未満	○				
イ	100万円以上		○			
ウ	200万円以上			○	財政課長	
(32)	寄附金			○		
(33)	公課費	○				
(34)	繰出金	○			財政課長	
2	予定価格の決定					
(1)	工事請負費（岡山市小規模 工事取扱規程に基づくもの。）	○				
(2)	工事請負費（岡山市小規模 工事取扱規程に基づくものを除 き、製造の請負を含む。）					
ア	10,000万円未満	○				
イ	10,000万円以上		○			
(3)	その他のもの（製造の請負 を除く。）					
ア	2,500万円未満	○				
イ	2,500万円以上		○			
3	契約の履行に際しての決定又は 承認	○				
4	検査					区分の基準
(1)	工事請負費（岡山市小規模 工事取扱規程に基づくもの。）	○				は支出負担 行為の額と する。
(2)	工事請負費（岡山市小規模					監理検査課

工事取扱規程に基づくものを除く。)						固有事項
ア 2,000万円未満	○					
イ 2,000万円以上		○				
ウ 8,000万円以上			○			
エ 15,000万円以上				○		
(3) 庁舎、施設、設備等の修繕料（岡山市小規模工事取扱規程に基づくもの）	○					
(4) 庁舎、施設、設備等の修繕料（建設工事に該当するもののみ）						監理検査課 固有事項。ただし、岡山市
ア 2,000万円未満	○					小規模工事
イ 2,000万円以上		○				取扱規程第
ウ 8,000万円以上			○			2条に規定
エ 15,000万円以上				○		する小規模
(5) 工事の委託						工事を除く。
ア 2,000万円未満	○					
イ 2,000万円以上		○				
ウ 8,000万円以上			○			
エ 15,000万円以上				○		
(6) その他のもの						
ア 500万円未満	○					
イ 500万円以上		○				
ウ 1,000万円以上			○			
5 支出及び振替えの命令並びに資金前渡、概算払、前金払及び支出	○					

事務委託金の精算及び精算の命令							
6 工事請負代金の前払金及び中間 払金の支出	○						
7 建設工事に係る資材の再資源化 等に関する法律（平成12年法律 第104号）に基づく分別解体等 の方法等に係る変更契約	○						契約は契約 課固有事項

備考

- 1 契約課長及びデジタル推進課長への合議は、契約方法同時又は執行伺兼契約方法同時に決裁を経た後、委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第8条に基づく事務事業委託審査委員会への提出前及び初回の支出負担行為同時に行うこと。ただし、変更契約については、変更執行同時に行うこと。
- 2 財政課長への合議は、執行同時、執行伺兼契約方法同時又は執行伺を伴わない支出負担行為同時に行うこと。ただし、変更契約については、変更執行同時に行うこと。
- 3 個人情報の取扱いに関係するものは、指定合議先職位の欄によらず、執行同時、執行伺兼契約方法同時又は執行伺を伴わない支出負担行為同時に行政事務管理課長へ合議すること。
- 4 岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年市条例第78号）により、翌年度以降にわたる契約（複合機又は複写機の通し料に係る契約を除く。）を締結するものは、契約課長及びデジタル推進課長（情報システムに係るものに限る。）へ合議することとし、指定合議先職位によらず初回の契約方法同時又は執行伺兼契約方法同時及び支出負担行為同時に行うこと。ただし、変更契約については、変更執行同時に行うこと。
- 5 岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例により、翌年度以降にわたる契約（1,000万円未満の複合機又は複写機の通し料に係る契約を除く。）を締結するものは、財政課長へ合議することとし、指定合議先職位によらず初回の執行伺同時又は執行伺兼契約方法同時に行うこと。ただし、変更契約について

は、変更執行同時に行うこと。

6 企画競争又は参加者の有無を確認する公募を実施する場合には、企画競争又は公募実施の公示の同時に、デジタル推進課長へ合議すること。ただし、デジタル推進課長が指定合議先職位と定められているものに限る。

7 契約課長及びデジタル推進課長の両方に合議するものは、デジタル推進課長に先議すること。

4 文書その他に関すること

事項	決裁区分				指定合議先職位
	専決			市	
	課長	部長	局長		
1 方針及び計画 (1) 市行政の基本方針及び基本計画並びにこれらに基づく実施計画の策定 (2) 事務事業の執行計画及び執行管理 ア 特に重要なもの				○	政策局長 政策部長 政策企画課長 総務局長 財政局長 財務部長 ＊新市建設計画及び新市基本計画等 に関係するもの 事業政策課長 政策部長 政策企画課長 財務部長 財政課長 ＊組織及び人事に関係するもの 人事課長

				<p>* 新市建設計画及び新市基本計画等 に関係するもの 事業政策課長</p>
	イ 重要なもの		○	
	ウ その他のもの		○	
	(3) 行財政改革に関する方針，具体 化計画等の策定		○	<p>行政改革推進室長 財務部長 財政課長</p>
2	市議会の議案等（1件50万円未満 の損害賠償の額の決定及び和解に関す る専決処分並びに岡山市債権管理条例 の規定による債権の放棄の報告を除 く。）		○	<p>○ 総務局長 総務部長 総務法制企画 課長 * 予算に関係するもの 財政局長 財務部長 * 附属機関の設置に関係するもの 行政事務管理課長 * 様式に個人情報の記載欄を設ける もの 人権推進課長 * 暴力団排除に係る公の施設の設置 又は廃止 行政執行適正化推進課長 * 公の施設に係る指定管理者候補者 の決定 財産活用マネジメント推進課長</p>
3	1件50万円未満の損害賠償の額の 決定及び和解に関する専決処分の報告		○	<p>総務局長 総務部長 総務法制企画 課長 財政局長 財務部長</p>
4	岡山市債権管理条例の規定による債 権の放棄の報告		○	<p>総務局長 総務部長 総務法制企画 課長 財政局長 財務部長</p>

<p>5 規則，条例又は規則の具体的委任を受けて，市長等行政機関が決定した事項を定める告示（以下この項において単に「告示」という。）及び訓令の制定改廃</p> <p>(1) 規則の制定改廃</p> <p>ア 制定及び重要な改廃</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 告示及び訓令の制定改廃</p> <p>ア 重要なもの（告示にあつては，市長が定めるものとされているものに限る。）</p> <p>イ その他のもの</p>			<p>* 予算に関係するもの 財政局長 財務部長</p> <p>* 様式に個人情報の記載欄を設けるもの 人権推進課長 総務法制企画課長</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>6 審査基準，処分基準，行政指導指針，要綱その他の行政規則の制定改廃</p> <p>(1) 審査基準，処分基準及び行政指導指針の制定改廃</p> <p>(2) 要綱その他の行政規則</p> <p>ア 重要なもの</p> <p>イ その他のもの</p>			<p>◆ 様式に個人情報の記載欄を設けるもの 人権推進課長 総務法制企画課長</p> <p>◆ 予算に関係するもの 財務部長 財政課長</p> <p>○ ◆ 予算に関係するもの 財政局長 財務部長</p> <p>◆ 予算に関係するもの 財務部長 財政課長</p>
<p>7 国，県等に対する意見書，要望書，計画書等の提出及び許認可の申請，副申又は進達</p> <p>(1) 重要なもの</p>			<p>○ ◆ 総合計画その他の市政の基本方針</p>

				<p>に関するもの</p> <p>政策部長 政策企画課長</p> <p>◆予算に関するもの</p> <p>財務部長 財政課長</p>
	(2) その他のもの	○		
8	許可, 認可, 承認, 取消し等の行政処分, 審査請求に対する裁決その他法令, 条例等の規定による権限の行使及び指導, 勧告等の行政指導			
	(1) 特に重要なもの		○	
	(2) 重要なもの		○	
	(3) その他のもの	○		
9	国, 県, 市町村その他の公共団体及び関係団体との協定, 覚書等の締結(土地開発公社を除く)			
	(1) 重要なもの		○	<p>◆総合計画その他の市政の基本方針に関するもの</p> <p>政策部長 政策企画課長</p> <p>◆予算に関するもの</p> <p>財務部長 財政課長</p>
	(2) その他のもの		○	
10	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく覚書の締結等	○		行政事務管理課長
11	陳情, 請願, 提案等の処理			
	(1) 特に重要なもの		○	<p>市長公室長 秘書課長</p> <p>*総合計画その他の市政の基本方針に関するもの</p>

				政策部長 政策企画課長 *予算に関するもの 財務部長 財政課長
(2) 重要なもの			○	
(3) その他のもの			○	
1 2 附属機関に対する諮問			○	◆総合計画その他の市政の基本方針 に関するもの 政策部長 政策企画課長 ◆予算に関するもの 財務部長 財政課長
1 3 職員以外の者の表彰, ほう賞, 感謝状の贈呈及び賞状の授与				
(1) 重要なもの				○市長公室長
(2) その他のもの			○	秘書課長
1 4 職員以外の者の国又は県の表彰及びほう賞に係る推薦				
(1) 重要なもの				○市長公室長
(2) その他のもの			○	秘書課長
1 5 訴訟等				
(1) 訴訟, 和解 (1件50万円未満の和解を除く。), あっせん, 調停又は仲裁に応ずること				○総務法制企画課長 財政局長 財務部長 *公有財産に関するもの 財産活用マネジメント推進課長
(2) 1件50万円未満の和解に応ずること			○	財政局長 財務部長 *公有財産に関するもの 財産活用マネジメント推進課長
(3) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て				○総務法制企画課長 財政局長 財務部長

				* 公有財産に係るもの 財産活用マネジメント推進課長
(4) 刑事事件に関する告訴・告発			○	行政執行適正化推進課長
(5) 差押え、競売その他の民事執行の申立て		○		財務部長（差押え及び競売の申立てに限る。） 財政課長（差押え及び競売の申立てに限る。）
(6) 仮差押え、仮処分及び支払督促の申立て		○		
(7) 配当要求の申立て		○		
(8) 訴訟等代理人（指定代理人を含む。）の選任及び解任		○		総務法制企画課長
1 6 損害賠償の処理				財政局長 財務部長
(1) 50万円未満		○		
(2) 50万円以上			○	
1 7 公務中の交通事故に係る事案の処理		○		庁舎管理課長 人事課長
1 8 行事の開催、共催及び後援				秘書課長（共催及び後援に限る。）
(1) 特に重要なもの			○	
(2) 重要なもの		○		
(3) その他のもの	○			
1 9 聴聞及び弁明の機会の付与				
(1) 聴聞			○	
(2) 弁明の機会の付与	○			
2 0 行政代執行の決定			○	総務法制企画課長
2 1 申請、通知、通報、報告、届出、催告等及びこれらの処理				
(1) 特に重要なもの			○	
(2) 重要なもの		○		

(3) その他のもの	<input type="radio"/>				
2 2 統計並びに資料の収集, 作成, 提出, 提供及び配布					
(1) 重要なもの	<input type="radio"/>				
(2) その他のもの	<input type="radio"/>				
2 3 告示(条例又は規則の具体的委任を受けて, 市長等行政機関が決定した事項を定めるものを除く。)及び公告					
(1) 契約公報に関するもの	<input type="radio"/>				契約課長
(2) その他のもの(一般競争入札を除く。)	<input type="radio"/>				
2 4 公表及び広報					
(1) 特に重要なもの	<input type="radio"/>				
(2) 重要なもの	<input type="radio"/>				
(3) その他のもの	<input type="radio"/>				
2 5 照会, 回答及び依頼等	<input type="radio"/>				
2 6 公簿の閲覧の許可並びに証明書及び証票の交付	<input type="radio"/>				
2 7 自動車の使用の許可	<input type="radio"/>				
2 8 職員の自家用車の公務使用登録の承認	<input type="radio"/>				
2 9 保管文書の管理及び引継ぎ	<input type="radio"/>				
3 0 配車の要求	<input type="radio"/>				
3 1 郵送文書の発送の依頼	<input type="radio"/>				
3 2 公印の作成及び廃棄	<input type="radio"/>				行政事務管理課長
3 3 各種の事務室(会議室, 倉庫及び車庫を含む。)の取締り及び盗難の場合の届出	<input type="radio"/>				

3 4	公文書の開示					行政事務管理課長
	(1) 特に重要なもの				○	
	(2) 重要なもの				○	
	(3) その他のもの			○		
3 5	個人情報の開示, 訂正 (追加又は削除を含む。), 利用の停止, 消去又は提供の停止の決定					行政事務管理課長
	(1) 特に重要なもの				○	
	(2) 重要なもの				○	
	(3) その他のもの			○		
3 6	土地開発公社への事業委託, 協定等の締結					財産活用マネジメント推進課長
	(1) 用地費 5, 0 0 0 万円以上				○	財政局長 財務部長
	(2) 用地費 2, 0 0 0 万円以上				○	財政局長 財務部長
	(3) 用地費 2, 0 0 0 万円未満				○	財務部長 財政課長
3 7	公の施設に係る指定管理者の選定方法の決定				○	
3 8	指定管理者との協定等の締結				○	財政課長 *個人情報の保護に関する法律に基づく覚書の締結に係るもの 行政事務管理課長
3 9	公の施設に係る利用料金の承認				○	
4 0	指定管理者に対する指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の停止命令				○	財産活用マネジメント推進課長
4 1	パブリックコメント手続の実施の決定				○	広報広聴課長

固有専決事項

主管課共通

事項	決裁区分				指定合議先職位	
	専決					市長
	課長	部長	局長	副市長		
1 会計年度任用職員の採用，配置換及び退職の決定（採用主体が主管課の会計年度任用職員に限る。）	○				人事課長 給与課長	
2 局区室内の職員研修の実施	○				人事課長	
3 局区室内の経常的経費予算案の調整			○			
4 局区室の重点取組項目の実現に資するもので，岡山市予算規則（昭和39年市規則第5号）第16条に規定する歳出予算の流用の決定のうち，1件につき100万円未満のものであって，一の「目」の区分に属する同一名称の「細節」間の金額の流用及び別に定める範囲内における金額の流用			○			

危機管理室

事項	決裁区分				指定合議先職位	
	専決					市長
	課長	部長	局長	副市長		
1 災害救助法等における救助の実施に関する決定				○		

				長		
政 策 企 画 課	1 総合計画その他の市政の基本方針の策定				○総務局長 財政局長 財務部長	
	2 基本政策審議会の運営					
	(1) 重要なもの		○			
	(2) その他のもの		○			
	3 地方分権に関する調査, 研究等					
	(1) 重要なもの		○			
(2) その他のもの		○				
4 近隣市町等との連携に関する調査, 研究等		○				
5 各種統計調査員の内申又は推薦		○				
6 国勢調査等各種統計調査の独自結果数値の確定及び公表		○				
デ ジ タ ル 推 進 課	1 情報施策に関する調査研究の実施及び資料の作成					
	(1) 重要なもの		○			
	(2) その他のもの		○			
	2 庁内LANの利用に係る各種申請の承認		○			
	3 基幹業務システム及び庁内ネットワークシステムの開発, 改修及び運用					
	(1) 重要なもの		○			
(2) その他のもの		○				
事	1 市政の基本方針に係る政策を推				○総務局長	

業 政 策 課	進するためのまちづくり構想等の策定						財政局長 財務部長
	2 中心市街地活性化計画の策定					○	総務局長 財政局長 財務部長
	3 中心市街地活性化に関する調査研究及び事業管理			○			
	4 国土利用計画法に基づく土地売買届出書の受理	○					

行政改革推進室

事項	決裁区分				指定合議先職位
	専決			市長	
	課長	部長	局長		
1 行政改革の基本方針及び計画の策定			○		

総務局

総務部

組織名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市長	
		課長	部長	局長		
総務法制	1 議案等の送付及び訂正	○				
	2 市議会における説明者の異動及び通知	○				
	3 市議会における説明者の欠席の	○				

企 画 課	通知					
	4 一部事務組合等の議会議員の選挙依頼			○		
	5 条例及び予算の通知	○				
	6 裁判所等からの依頼による公告及び通知	○				
	7 例規類集の編集	○				
庁 舎 管 理 課	1 公用自動車の損害保険加入	○				
	2 軽四公用自動車の借入れ	○				
	3 事務室の配置			○		
	4 岡山市庁舎管理規則第11条各号の許可	○				
	5 岡山市庁舎管理規則第13条各号に掲げる行為をする者に対する措置	○				
	6 庁舎内の遺失物の処理	○				
	7 会議室使用の承認	○				
	8 構内駐車場等への車両等の駐車許可	○				
行 政 執 行 適 正 化 推	1 行政執行適正化に係る職員研修の実施内容の決定			○		

進 課							
行 政 事 務 管 理 課	1 文書事務の指導及び統制 2 文書管理システム及び情報公開システムの運用 3 保存文書の引継ぎ及び廃棄 4 公印刷込, 事前押印及び公印貸出の承認 5 外郭団体等に係る基本方針の策定 6 行政調査の方針及び計画の策定 7 行政資料室における資料の収集及び廃棄 8 歴史的公文書の保存及び廃棄 9 歴史的公文書の利用請求に対する決定 (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (3) その他のもの	○	○	○	○	○	○

人事部

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市	
		課 長	部 長	局 長	副 市 長	

人事課	1 人事管理，組織管理及び人材育成の基本方針の決定				
	(1) 重要なもの				○
	(2) その他のもの		○		
	2 市議会の同意を要する特別職の任免				○
	3 非常勤特別職の任免（人事課所管の非常勤特別職に限る。）	○			
	4 採用，昇任，配置換及び退職の決定（任期付職員，再任用職員，会計年度任用職員及び臨時的任用職員以外の一般職職員に関するものに限る。）				
	(1) 重要なもの				○
(2) その他のもの			○		
5 採用，昇任，配置換及び退職の決定（任期付職員及び再任用職員に限る。）		○			
6 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の採用，配置換及び退職の決定（採用主体が人事課の臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。）	○				
7 併任に関する協議及び承諾の決定					
(1) 一般職職員（任期付職員，再任用職員，会計年度任用職員			○		

及び臨時的任用職員を除く。)					
(2) 一般職職員（任期付職員及び再任用職員に限る。）	○				
(3) 一般職職員のうち会計年度任用職員，臨時的任用職員及び一般職職員以外の職員	○				
8 職員採用試験の実施（人事委員会を実施するものを除く。）					
(1) 特に重要なもの		○			
(2) 重要なもの		○			
(3) その他のもの		○			
9 昇給の決定		○			
10 職員記章及び身分証明書の交付	○				
11 人事関係についての証明	○				
12 休業の承認及び復職の決定並びに休職及び復職の決定（復職時における号給の調整を含む。）	○				
13 降任，免職及び降給の決定			○		
14 懲戒処分 of 決定			○		
15 職員表彰規則による被表彰者の決定		○			
16 職員の職務に専念する義務の免除	○				
17 職員団体の業務に専従することの許可	○				給与課長
18 営利企業への従事等をするこ	○				

	との許可					
	19 特別休暇（岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例施行規則別表第4の21号に該当する場合に限る。）の承認	○				
	20 地方公務員災害補償基金への意見具申	○				
	21 赴任及びこれに伴う事前出張の旅行命令及び復命	○				
	22 職員研修の実施					
	(1) 重要なもの		○			
	(2) その他のもの	○				
給 与 課	1 職員の扶養親族の認定	○				
	2 職員の住居及び通勤に関する届出の認定	○				
	3 特殊勤務職員の認定	○				
	4 給与の支出	○				
	5 給与の繰上支給		○			
	6 給与の差押え等の給与からの控除	○				人事課長
	7 公務災害及び通勤災害の認定	○				
	8 職員に係る児童手当の支給要件の認定	○				
	9 職員の健康診断の実施	○				
	10 職員の予防接種の実施	○				
	11 退隠料等の支出	○				

財務部

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決				
		課 長	部 長	局 長	副 市 長	
財 政 課	1 予算編成方針の決定				○	
	2 予算案の作成要領の決定			○		
	3 予算案及び説明書の決定				○	
	4 予算科目（歳入）の新設	○				
	5 予算科目（細節）及び事務事業 の名称の修正	○				
	6 予算の執行方針の決定			○		
	7 歳出予算の流用の決定及び通知	○				
	8 予備費の充当の決定及び通知			○		
	9 起債申請の決定	○				
	10 起債及び起債前借金の借入れ	○				
	11 市債の償還	○				
	12 一時借入金の借入れ及び償還	○				
	13 「財政事情」の公表			○		
財 産 活 用 マ ネ ジ	1 市有建物等の損害保険（公益社 団法人全国公営住宅火災共済機構 が行うものを除く。）加入	○				

メ ン ト 推 進 課							
契 約 課	1 工事請負及び工事関連委託の契約方法並びに入札参加者の決定 ○ 2 工事請負契約及び工事関連委託契約の締結 ○ 3 物品の購入（共通専決事項に定めるものを除く。）に係る契約方法及び入札参加者の決定 ○ 4 物品の購入（共通専決事項に定めるものを除く。）に係るもので15万円以上の契約の締結 ○ 5 不用品の処分 ○ 6 複合機及び複写機の通し料に係る契約方法及び入札参加者等の決定 ○ 7 複合機及び複写機の通し料に係る使用料及び賃借料の契約の締結 ○						
監 理 検 査 課	1 工事の設計書等の審査 ○ 2 工事等の積算単価・歩掛りの決定 ○						

税務部

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市 長	
		課 長	部 長	局 長		
税 務 共 通	1 市税に関する更正，決定及び賦課決定 2 市税の調定 3 市税に関する書類の公示送達 4 市税の減免 (1) 基準の明確なもの (2) その他のもの 5 市税に関する過小申告加算金，不申告加算金及び重加算金の決定 6 市税に関する過料の決定	○	○	○	○	課税管理課長（市税事務所分に限る。）
税 制 課	1 徴税吏員証，固定資産評価補助員証等の発行 2 まちづくり人づくり応援寄付金の受領 3 固定資産評価審査委員会委員及び固定資産評価員の任免	○	○			○ 人事課長
課 税 管 理 課	1 市税に係る特別徴収義務者の指定 2 市税の納税義務の免除に係る認定，確認及び期間の延長 3 固定資産の価格等の決定	○	○	○		

収 納 課	1	督促状の発付	<input type="radio"/>				
	2	滞納処分の執行の命令	<input type="radio"/>				
	3	徴収猶予の承認及び取消し	<input type="radio"/>				
	4	換価猶予の決定及び取消し	<input type="radio"/>				
	5	抵当権設定	<input type="radio"/>				
	6	第2次納税義務者の納付	<input type="radio"/>				
	7	差押及び差押解除	<input type="radio"/>				
	8	参加差押及び参加差押解除	<input type="radio"/>				
	9	交付要求及び交付要求の解除	<input type="radio"/>				
	10	滞納処分費の確定	<input type="radio"/>				
	11	公売の決定及び公告	<input type="radio"/>				
	12	公売の見積価格の決定及び公 告	<input type="radio"/>				
	13	最高価格の申込者の決定及び 取消し	<input type="radio"/>				
	14	売却の決定及び取消し	<input type="radio"/>				
	15	所有権移転登記（登録）の嘱 託の承認	<input type="radio"/>				
	16	配当金請求及び充当	<input type="radio"/>				
	17	債権の現在額の申立て	<input type="radio"/>				
	18	配当計算書の認定	<input type="radio"/>				
	19	更生債権の届出の承認	<input type="radio"/>				
	20	更生計画案に対する意見の決 定	<input type="radio"/>				
	21	強制執行の続行に対する意見 の決定	<input type="radio"/>				
	22	滞納処分の続行の承認請求	<input type="radio"/>				

	2 3 滞納処分の執行停止及び執行停止の取消し	○			
	2 4 不納欠損処分	○			財政課長
	2 5 市税に係る税外徴収金の納入通知書の発付	○			
	2 6 市税に係る税外徴収金の減免	○			
	2 7 県民税の徴収額等の報告	○			
	2 8 県民税の徴収取扱費の交付請求	○			
	2 9 県民税の徴収額の決算	○			
	3 0 過誤納金の確定	○			
	3 1 徴収の嘱託及び受託	○			
	3 2 納税義務の承継	○			
	3 3 繰上差押	○			
	3 4 二重差押の決定及び二重差押の解除	○			
	3 5 繰上徴収	○			
料 金 課	1 督促状の発付	○			
	2 滞納処分の執行の命令	○			
	3 徴収猶予の承認及び取消し	○			
	4 換価猶予の決定及び取消し	○			
	5 抵当権設定	○			
	6 差押及び差押解除	○			
	7 参加差押及び参加差押解除	○			
	8 交付要求及び交付要求の解除	○			
	9 滞納処分費の確定	○			
	1 0 公売の決定及び公告	○			

1 1	公売の見積価格の決定及び公告	○			
1 2	最高価格の申込者の決定及び取消し	○			
1 3	売却の決定及び取消し	○			
1 4	所有権移転登記（登録）の囑託の承認	○			
1 5	配当金請求及び充当	○			
1 6	債権の現在額の申立て	○			
1 7	配当計算書の認定	○			
1 8	更生債権の届出の承認	○			
1 9	更生計画案に対する意見の決定	○			
2 0	強制執行の続行に対する意見の決定	○			
2 1	滞納処分の続行の承認請求	○			
2 2	滞納処分の執行停止及び執行停止の取消し	○			
2 3	不納欠損処分	○			財政課長
2 4	保険料等（国民健康保険料、国民健康保険に係る一部負担金その他徴収金、後期高齢者医療保険料、介護保険料、介護保険に係るその他徴収金、保育料、認定こども園利用料、下水道事業負担金及び農業集落排水事業分担金をいう。以下同じ。）に係る付帯金の	○			

納入通知書の発付						
2 5 保険料等に係る付帯金の減免	○					
2 6 過誤納金の確定	○					
2 7 徴収の嘱託及び受託	○					
2 8 納付義務の承継		○				
2 9 繰上差押	○					
3 0 二重差押の決定及び二重差押解除	○					
3 1 繰上徴収	○					
3 2 保険料等に関する書類の公示送達	○					
3 3 保険料等に関する過料の決定	○					

市民協働局

市民協働部

組 織 名	事項	決裁区分					指定合議先職位
		専決				市 長	
		課 長	部 長	局 長	副 市 長		
市 民 協 働 企 画 総 務	1 協働のモデルとなる事業の指定 又は指定の取消し			○			
	2 特定非営利活動法人の認証に係 る公表	○					
	3 特定非営利活動法人の設立認証			○			
	4 特定非営利活動法人の定款変更 の認証	○					
	5 特定非営利活動法人の合併の認			○			

課	証						
	6 特定非営利活動法人の事業の成功の不能による解散の認定	○					
	7 特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証	○					
	8 特定非営利活動法人の仮理事の選任	○					
	9 特定非営利活動法人の特別代理人の選任	○					
	10 特定非営利活動法人に係る各種届出の受理	○					
	11 特定非営利活動法人の認定・特例認定		○				
	12 認定特定非営利活動法人の更新		○				
	13 認定・特例認定特定非営利活動法人の合併の認定		○				
	14 特定非営利活動法人に対する行政処分						
	(1) 設立及び合併の認証取消, その他の事業の停止命令, 過料の実施		○				
	(2) 改善命令	○					
	15 認定・特例認定特定非営利活動法人の認定・特例認定の取消し		○				
	16 特定非営利活動法人に対する督促書の送付	○					

17	特定非営利活動法人に対する 聴聞会の通知	○					
18	特定非営利活動法人に対する 報告徴収の実施	○					

市民生活部

組 織 名	事項	決裁区分					指定合議先職位
		専決				市 長	
		課 長	部 長	局 長	副 市 長		
区 政 推 進 課	1 市民サービスコーナー及び市民 サービス窓口の事務の取扱日及び 取扱時間の変更又は休止（臨時的 なものに限る。） 2 街区，街区符号の新設，廃止及 び変更 3 街区符号及び住居番号の決定			○			
生 活 安 全 課	1 岡山市墓地等の経営の許可等に 関する条例施行規則（平成7年市 規則第105号）第13条の規定 に基づく墓地等の工事完了検査済 証及び墓地等の工事一部完了検査 済証の交付 2 岡山市営火葬場条例施行規則 （昭和39年市規則第19号）第 3条の規定に基づく火葬場の休場 日の変更	○					

3	消費生活に関する相談及び苦情の処理	○					
4	指定定期検査機関の指定，指定の更新，適合及び指定の取消し			○			
5	計量器の定期検査の実施	○					
6	計量器の定期検査済証印及び消印の借受け，返納及び現在数報告	○					
7	交通事故等の相談の処理	○					

スポーツ文化局

スポーツ文化部

組織名	事項	決裁区分					指定合議先職位
		専決				市長	
		課長	部長	局長	副市長		
スポーツ振興課	1 スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興に関する事業の計画及び実施 (1) 重要なもの (2) その他のもの		○				
文化振興課	1 文化活動の奨励，文化団体の育成及び文化交流活動の実施 (1) 重要なもの (2) その他のもの		○				

保健福祉局

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市 長	
		課 長	部 長	局 長		
保 健 福 祉 局 共 通	1 社会福祉法人の定款の認可			○		監査指導課長
	2 社会福祉法人の定款の変更の認可		○			監査指導課長
	3 社会福祉法人の定款の変更の届出の処理	○				監査指導課長
	4 社会福祉法人の解散の認可又は認定及び届出の処理			○		監査指導課長
	5 社会福祉法人の精算人の届出の処理	○				監査指導課長
	6 社会福祉法人の吸収合併又は新設合併の認可			○		監査指導課長
	7 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する報告の徴収又は立入検査に係るもの					監査指導課長
	(1) 特に重要なもの			○		
	(2) 重要なもの			○		
	(3) その他のもの	○				
8 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に係る復命					監査指導課長	
(1) 特に重要なもの			○			
(2) 重要なもの			○			
(3) その他のもの	○					

9	社会福祉法人に対する勧告（役員 の解職を除く。），公表及び措 置命令のうち監査に係るもの	○	監査指導課長
10	社会福祉法人に対する業務停 止命令，役員解職勧告及び公益 事業又は収益事業の停止命令	○	監査指導課長
11	社会福祉法人に対する解散命 令	○	監査指導課長
12	社会福祉施設に対する措置命 令のうち監査に係るもの	○	監査指導課長
13	社会福祉法人の社会福祉充実 計画の作成，変更若しくは終了の 承認又は関係地方公共団体に対す る協力の要請	○	監査指導課長
14	社会福祉法人の一時評議員又 は一時役員職務を行うべき者の 選任	○	監査指導課長
15	社会福祉法人の評議員による 評議員会の招集の許可	○	監査指導課長
16	法令に基づく許可，認可，承 認，認定，指定，登録，確認等の 決定及びその取消し（社会福祉法 に係るものを除く。）		
	(1) 特に重要なもの	○	
	(2) 重要なもの	○	
	(3) その他のもの	○	
17	臨検検査，立入検査等を行う	○	

職員の身分証明書の発行						
18 臨検検査，立入検査等の決定 (社会福祉法に係るものを除く。)						
(1) 臨時的なもの				○		
(2) 定例的のもの				○		
19 法令に基づく命令，指示，助 言，勧告等の決定 (社会福祉法に 係るものを除く。)						
(1) 重要なもの				○		
(2) その他のもの				○		
20 成年後見等審判開始の申立及 び申立費用の請求				○		福祉援護課長 (一般会計に限る。)

保健福祉部

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市 長	
		課 長	部 長	局 長		
医 療 政 策 推 進 課	1 岡山市立総合医療センター理事 長及び監事の任命				○	人事課長
監 査	1 社会福祉連携推進法人の認定			○		
	2 社会福祉連携推進法人の定款の	○				

指	変更の認可						
導	3 社会福祉連携推進法人の解散の認可又は認定及び届出の処理						○
課	4 社会福祉連携推進法人の精算人の届出の処理	○					
	5 社会福祉連携推進法人に対する報告の徴収又は立入検査に係るもの						
	(1) 特に重要なもの						○
	(2) 重要なもの						○
	(3) その他のもの	○					
	6 社会福祉連携推進法人の指導監査に係る復命						
	(1) 特に重要なもの						○
	(2) 重要なもの						○
	(3) その他のもの	○					
	7 社会福祉連携推進法人の代表理事の選定又は解職の認可						○
	8 社会福祉連携推進法人に対する業務停止命令及び役員解職勧告						○
	9 社会福祉連携推進法人の認定の取消し						○
	10 社会福祉連携推進法人に対する措置命令のうち監査に係るもの						○
	11 社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定						○
	12 社会福祉連携推進法人の一時						○

	役員又は代表理事の職務を行うべき者の選任					
福祉 援護 課	<p>1 災害による住宅困窮者用共同住宅の入居対象者の認定</p> <p>2 災害の被災者に対する岡山市災害見舞金、弔慰金及び障害見舞金の支給要件の認定</p> <p>3 成年後見制度利用助成金の支給決定</p> <p>4 低所得者向け給付金の支給要件の認定</p>	○				秘書課長
国保 年金 課	<p>1 国民健康保険料率の決定</p> <p>2 保険医療機関以外の医師等による療養の承認</p> <p>3 療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、食事療養標準負担額差額及び傷病手当金の支給</p> <p>4 診療報酬及び調剤報酬の審査の請求</p> <p>5 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失の認定</p> <p>6 国民健康保険資格確認書等の交付</p> <p>7 国民健康保険料の減免</p> <p>(1) 基準の明確なもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	○			○	○ 財政局長 財務部長

	8 一部負担金の減免	○					
	9 高額療養費及び出産育児一時金の貸付け	○					
	10 食事療養標準負担額減額認定証の交付	○					
	11 国民年金事務に関する申請, 諸届及び保険料の免除等の審査及び送付	○					
	12 限度額適用認定証の交付	○					
医療助成課	1 子ども医療費の受給資格の認定	○					
	2 医療助成費の支給	○					
	3 医療助成費の医療支払機関に対する過誤補正	○					
	4 医療助成費の不正利得及び第三者行為に関する返納金の徴収	○					

高齢福祉部

組織名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市長	
		課長	部長	局長		
高齢者福祉課	1 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置等に係る認可			○		監査指導課長
	2 老人保護措置費支弁基準額の認定	○				
	3 軽費老人ホーム事務費の加算認定	○				

	4 老人居宅生活支援事業を行う者 又は老人福祉施設の設置者に対する改善命令，事業停止命令，認可の取消し		<input type="radio"/>			監査指導課長
	5 一人暮らし高齢者等給食サービスの対象者の決定		<input type="radio"/>			
	6 老人憩の家の使用許可		<input type="radio"/>			
	7 高齢者福祉給付金の支給要件の認定		<input type="radio"/>			
	8 有料老人ホームの設置，廃止等の届出の受理，報告の徴収及び調査		<input type="radio"/>			
	9 有料老人ホームの改善命令		<input type="radio"/>			
	10 有料老人ホーム（入所定員が30人未満の介護専用型に限る。）設置者に対する改善命令		<input type="radio"/>			監査指導課長 介護保険課長
介護保険課	1 介護サービス費支給		<input type="radio"/>			
	2 被保険者の資格の取得及び喪失の認定		<input type="radio"/>			
	3 被保険者証の交付		<input type="radio"/>			
	4 保険料の減免					
	(1) 基準の明確なもの		<input type="radio"/>			
	(2) その他のもの		<input type="radio"/>			
	5 利用者負担の減免					
	(1) 基準の明確なもの		<input type="radio"/>			
	(2) その他のもの		<input type="radio"/>			
	6 介護保険給付の制限					

(1) 基準の明確なもの	○				
(2) その他のもの	○				

障害・生活福祉部

組 織 名	事項	決裁区分					指定合議先職位
		専決				市 長	
		課 長	部 長	局 長	副 市 長		
障 害 福 祉 課	1 障害児施設措置費支弁基準額の認定	○					
	2 岡山市児童福祉年金及び岡山市心身障害者保険扶養制度の受給資格の認定	○					
	3 岡山市心身障害者扶養共済制度の加入、掛金の減免及び年金受給権等の承認	○					
	4 はり、きゅう、マッサージ施術券取扱い施術者（所）の指定	○					高齢者福祉課長
	5 自立支援医療等の診療報酬額	○					
	6 身体障害者相談員・知的障害者相談員の決定	○					
	7 地域生活支援事業者の登録及び登録の取消し	○					
	8 日常生活用具納入業者の登録及び取消し	○					
	9 福祉タクシー事業者の登録及び取消し	○					

	10 補装具費代理受領契約の締結及び解除	○				
	11 全国障害者スポーツ大会に派遣する選手及び役員の決定及び取消し	○				
障害者更生相談所	1 身体障害者手帳の発行	○				
	2 身体障害者診断書作成医師及び自立支援医療機関の指定	○				
	3 療育手帳の発行	○				
生活保護・自立支援課	1 保護施設の設置認可及び休止・廃止等の承認	○				監査指導課長
	2 保護施設に対する改善命令、事業停止命令及び認可の取消し	○				監査指導課長
	3 日常生活支援住居施設の認定及びその取消し					福祉援護課長
	(1) 特に重要なもの		○			
	(2) 重要なもの		○			
	(3) その他のもの	○				
	4 保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準額の認定	○				
	5 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関、助産機関、施術機関、介護機関の指	○				

	定及び休止・廃止等の承認						
6	生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関，助産機関，施術機関，介護機関に対する個別指導	○					
7	生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関，助産機関，施術機関，介護機関に対する報告の聴取及び検査						
	(1) 特に重要なもの			○			
	(2) 重要なもの			○			
	(3) その他のもの	○					
8	生活困窮者自立支援法に基づく支援の決定又は確認及び支援の取消し	○					
9	生活困窮者住居確保給付金の支給決定及びその取消し	○					
10	生活困窮者就労訓練事業の認定及びその取消し		○				

健康衛生部

組織名	事項	決裁区分					指定合議先職位
		専決				市長	
		課長	部長	局長	副市長		
保健	1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条の規定に基づく	○					

管 理 課	健康被害の救済措置						
	2 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第18条の2の規定に基づく毒餌による犬の薬殺の実施	○					

岡山っ子育成局

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市長	
		課長	部長	局長		
岡 山 っ 子 育 成 局 共 通	1 社会福祉法人の定款の認可			○		監査指導課長
	2 社会福祉法人の定款の変更の認可	○				監査指導課長
	3 社会福祉法人の定款の変更の届出の処理	○				監査指導課長
	4 社会福祉法人の解散の認可又は認定及び届出の処理			○		監査指導課長
	5 社会福祉法人の精算人の届出の処理	○				監査指導課長
	6 社会福祉法人の吸収合併又は新設合併の認可			○		監査指導課長
	7 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する報告の徴収又は立入検査に係るもの (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの				○ ○	監査指導課長

(3) その他のもの	○				
8 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に係る復命					監査指導課長
(1) 特に重要なもの			○		
(2) 重要なもの			○		
(3) その他のもの	○				
9 社会福祉法人に対する勧告（役員 の解職を除く。）、公表及び措置 命令のうち監査に係るもの			○		監査指導課長
10 社会福祉法人に対する業務停 止命令、役員 の解職勧告及び公益事業又は収 益事業の停止命令			○		監査指導課長
11 社会福祉法人に対する解散命 令			○		監査指導課長
12 社会福祉施設に対する措置命 令のうち監査に係るもの			○		監査指導課長
13 社会福祉法人の社会福祉充実 計画の作成、変更若しくは終了の 承認又は関係地方公共団体に対す る協力の要請			○		監査指導課長
14 社会福祉法人の一時評議員又 は一時役員 の職務を行うべき者の選任			○		監査指導課長
15 社会福祉法人の評議員による 評議員会 の招集の許可	○				監査指導課長
16 法令に基づく許可、認可、承 認、認定、指定、登録、確認等の					

支 援 課						
こ ど も 福 祉 課	<p>1 助産施設，乳児院，母子生活支援施設，児童厚生施設，児童養護施設，児童自立支援施設又は児童家庭支援センターの設置認可，休止・廃止等の承認，又設置する者に対する改善命令及び認可の取消し等</p> <p>2 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の開始，変更等の届出の受理，又事業を行う者に対する事業の制限及び停止命令等</p> <p>3 乳児院，児童養護施設，児童心理治療施設，児童自立支援施設等の措置費等支弁基準額の認定</p> <p>4 児童手当の支給要件の認定（職員に係るものを除く。）</p> <p>5 岡山市遺児激励金の支給要件の認定</p> <p>6 岡山市災害遺児教育年金の支給要件の認定</p> <p>7 児童扶養手当の受給資格の認定</p> <p>8 母子生活支援施設措置費支弁基準額の認定</p>	○			監査指導課長 こども総合相談所長	
		○				こども総合相談所長

こ ど も 総 合 相 談 所	1 児童養護施設等基幹的職員の認 定	○						
	2 里親の認定，登録及び取消し		○					こども企画総務課長

保育・幼児教育部

組 織 名	事項	決裁区分					指定合議先職位
		専決				市 長	
		課 長	部 長	局 長	副 市 長		
保 育 ・ 幼 児 教 育 課	1 私立保育所及び私立幼保連携型 認定こども園の認可及び廃止等の 承認			○			監査指導課長
	2 私立保育所及び私立幼保連携型 認定こども園に対する改善命令， 事業停止命令及び認可の取消し			○			監査指導課長
	3 認可外保育施設に対する改善又 は移転の勧告			○			
	4 認可外保育施設に対する事業停 止又は施設閉鎖の命令			○			
こ ど も	1 私立保育所及び私立幼保連携型 認定こども園の設置認可の承認			○			監査指導課長

園 推 進 課							
幼 保 運 營 課	1 市立保育所及び市立認定こども園の全体的な計画の承認 2 市立保育所及び市立認定こども園の献立表の決定 3 会計年度任用職員の採用、配置換及び退職の決定（採用主体が幼保運営課の会計年度任用職員に限る。）	○					人事課長（管理主体が幼保運営課の会計年度任用職員を除く。）

環境局

組 織 名	事項	決裁区分					指定合議先職位
		専決				市 長	
		課 長	部 長	局 長	副 市 長		
環 境 局 共 通	1 法令に基づく許可，認可，承認，認定，指定，登録，確認等及びその取消し (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (3) その他のもの 2 臨検検査，立入検査等を行う職員の身分証明書の発行 3 臨検検査，立入検査等の決定			○			

振 興 課	び負担金の賦課の許可並びに法定 台帳の作成期間の延長及び通知					
	2 商工会議所定款変更の認可	○				
	3 商工会議所収支決算等の報告の 受理	○				
	4 商工会議所に関する報告徴収， 業務状況等の検査及び経済産業大 臣への報告	○				
	5 商工会議所に対する警告及び商 工会議所の業務の一部停止				○	
	6 商工会議所の業務の一部停止を 行う場合の意見聴取		○			
	7 商工会等の基盤施設計画の認定		○			
	8 商工会等の基盤施設計画の変更 等	○				
	9 商工会等からの基盤施設計画の 報告	○				
	10 中小企業向け保証融資制度の 利用申込みに係る認定	○				
	11 商店街振興組合設立認可及び 解散命令		○			
	12 商店街振興組合合併及び定款 変更の認可		○			
	13 商店街振興組合業務に関する 報告の徴収及び検査，改善命令等	○				

農林水産部

組	事項	決裁区分	指定合議先職位
---	----	------	---------

織 名		専決				市 長
		課 長	部 長	局 長	副 市 長	
農 林 水 産 課	1 女性農業士の認定		<input type="radio"/>			
	2 農業振興に関する計画の変更		<input type="radio"/>			
	3 農業振興地域整備計画の変更		<input type="radio"/>			
	4 農林漁業金融の借受適格者の認定	<input type="radio"/>				
	5 天災による農業被害の認定		<input type="radio"/>			
	6 農業振興計画に基づく指導		<input type="radio"/>			
	7 農作物及び農業用施設の災害対策	<input type="radio"/>				
	8 家畜の伝染病予防実施		<input type="radio"/>			
	9 地方卸売市場の開設の認定		<input type="radio"/>			
	10 岡山県地域森林計画の変更に伴う森林整備計画の変更		<input type="radio"/>			
	11 第一農業委員会委員及び第二農業委員会委員の任免					<input type="radio"/> 人事課長
農 村 整 備 課	1 土地改良区の検査及びそれに基づく措置	<input type="radio"/>				
	2 日本政策金融公庫の調査委嘱業務の受諾	<input type="radio"/>				

都市整備局

組 織	事項	決裁区分		指定合議先職位
		専決	市	

名		課	部	局	副	長	
		長	長	長	市長	市長	
都市整備局共通	1 違法な建築物その他の工作物の処理の命令			○			
	2 土地収用法に基づく申請						
	(1) 事業認定の申請			○			
	(2) 裁決手続の開始					○	
	(3) 裁決申請			○			

都市・交通部

組織名	事項	決裁区分					指定合議先職位
		専決				市長	
		課長	部長	局長	副市長		
都市計画課	1 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出における買取り協議を行う地方公共団体等の決定等	○					
	2 都市計画決定案及び変更案の決定					○	
	3 調査のための土地立入、障害物の伐除及び土地の試掘	○					
	4 都市計画の区域の確認	○					
	5 都市計画施設の区域内における建築の許可をしない土地の指定			○			

6	土地の買取りの申出及び有償譲渡の届出の相手方の指定	○				
7	事業予定地内における土地の有償譲渡の制限の周知措置	○				
8	風致地区内における建築行為等の許可	○				
9	風致地区内における建築行為等に係る報告聴取及び立入検査	○				
10	風致地区内における建築行為等に対する措置命令等及び許可の取消し	○	○			
11	都市計画施設区域内の建築許可	○				
12	施行予定者が定められている都市計画施設等の区域内における建築等の許可	○				
13	都市計画事業地内における建築等の許可	○	○			
14	市街地開発事業等予定区域内の建築等の許可	○				
15	都市計画法第80条第1項に基づく報告、勧告及び助言	○				
16	都市計画法第81条第1項に基づく監督処分	○	○			
17	都市計画法第82条第1項に基づく監督処分のための立入検査	○				
18	景観法に基づく行為の届出の	○				

	受理					
	19 景観法に基づく届出に係る行為に関する勧告	○				
	20 景観法に基づく特定届出対象行為に対する措置命令		○			
	21 景観法に基づく特定届出対象行為に対する措置命令の期間延長	○				
	22 屋外広告物の表示等の許可	○				
	23 違法屋外広告物掲出者等に対する措置命令等及び許可の取消し		○			
	24 屋外広告物に係る報告聴取及び立入検査	○				
	25 屋外広告業を営む者に対する登録の取消し等		○			
	26 広告物等を保管した場合における公示	○				
市街地整備課	1 土地区画整理組合の認可の申請に係る事業計画の縦覧及び事業計画の変更の縦覧	○				
	2 修正された事業計画等に係る縦覧及び意見書の処理		○			
	3 土地区画整理法第77条に基づく建築物等の移転、除却の決定及び通知			○		
	4 土地所有者及び借地権の申告及び異動届の処理	○				
	5 仮換地の指定及び指定変更		○			

6	仮換地合議変更及び仮換地証明	○				
7	土地区画整理法第76条に基づく建築行為等の許可	○				
8	保留地の処分	○				
9	保留地名義の異動及び分筆又は合筆の処理	○				
10	移転用仮設住宅の入居	○				
11	土地区画整理法第72条第7項の規定による身分証明書の発行	○				
12	換地処分後の事業用地、保留地及び通路の管理	○				
13	事業用地、保留地及び通路の境界立会及び確定協議	○				
14	清算金滞納処分吏員証の発行	○				
15	清算金の督促状の発行、分納の承認及び延滞金の減免	○				
16	清算金の滞納処分	○				
17	清算金の滞納処分の執行停止及び執行停止の取消し	○				
18	清算金の不納欠損処分	○				財政課長 財政企画総務担当課長 (強制徴収公債権を除く。)
19	土地区画整理事業の施行区域内における建築許可	○				
20	個人施行及び組合の設立認可	○				
21	前項の認可を受けた事業計画等の変更に係る認可	○				
22	縦覧に付された事業計画及び	○				

事業計画の変更に対する意見書の 処理					
2 3 組合の清算人が作成した決算 報告書の承認	○				
2 4 個人及び組合が施行する土地 区画整理事業の換地計画の認可及 び変更の認可	○				
2 5 個人及び組合が施行する土地 区画整理事業に対する会計検査及 び是正命令	○				
2 6 前項の命令に従わない場合の 土地区画整理事業の施行の認可の 取消し及び組合の設立認可の取消 し		○			
2 7 農用地の廃止を伴う土地区画 整理事業の農業会議及び土地改良 区からの意見聴取	○				
2 8 個人施行事業の廃止又は終了 の認可及び組合の解散の認可		○			
2 9 個人施行者等の測量，調査の ための土地立入，試掘等の許可及 びその許可証の交付	○				
3 0 市街地再開発事業施行地区内 の建築等の許可	○				
3 1 路外駐車場の設置届出等の処 理	○				
3 2 建築物における駐車施設の位	○				

	置の承認								
	3 3 市街地再開発事業等の事業採 択の決定								○
	3 4 市街地再開発事業代行の開始 の決定								○
	3 5 組合設立, 解散及び事業計画 の認可								○
	3 6 事業計画変更, 定款変更, 権 利変換計画及び権利変換計画変更 の認可			○					
	3 7 事業計画及び認可関係図書の 縦覧公告	○							
	3 8 理事長の氏名等の届出	○							
庭 園 都 市 推 進 課	1 保存樹の指定及び解除 2 岡山市緑の基本計画の策定			○					環境保全課長 ○政策局長 政策部長 行政改革推進室長 総務局長 財政局長 財務部長

道路部

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市 長	
		課 長	部 長	局 長		
道	1 公有水面埋立竣工認可の閲覧の	○				

路 港 湾 管 理 課	報告							
	2 軌道法等に基づく認可等に関する こと (1) 進達及び認可に関するもの (2) その他のもの	○				○		

住宅・建築部

組 織 名	事項	決裁区分					指定合議先職位
		専決				市 長	
		課 長	部 長	局 長	副 市 長		
建 築 指 導 課	1 建築に係る相談等の処理及び指 導	○					
	2 建築基準法に基づく命令			○			
	3 建築基準法に基づく許可，認定 及び指定		○				
	4 建築基準法に基づく仮使用認 定，安全上の措置の計画届の受理		○				
	5 建築工事に係る資源の再資源化 等に関する法律に基づく分別解体 の届出の勧告及び命令			○			
	6 高齢者，障害者等の移動等の円 滑化の促進に関する法律に基づく 命令			○			
	7 高齢者，障害者等の移動等の円 滑化の促進に関する法律に基づく	○					

	認定					
	8 道路位置の指定, 変更及び廃止	○				
	9 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定及び指導	○				
	10 住宅金融支援機構業務に伴う現場検査等の判定	○				
	11 岡山県福祉のまちづくり条例に基づく勧告等の処分	○				
	12 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく公表		○			
	13 長期優良住宅建築等計画の認定及び承認	○				
	14 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく改善命令		○			
	15 低炭素建築物新築等計画の認定	○				
	16 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく改善命令		○			
	17 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定, 認定	○				
	18 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく改善命令		○			
	19 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく改善命令		○			
開	1 都市計画法 (以下「都計法」と					

<p>発 指 導 課</p>	<p>いう。)及び宅地造成及び特定盛 土等規制法(以下「盛土規制法」 という。)に基づく許可及び協議</p> <p>(1) 50ヘクタール以上</p> <p>(2) 5ヘクタール以上50ヘク タール未満</p> <p>(3) 5ヘクタール未満</p> <p>2 都計法及び盛土規制法に基づく 承認, 証明及び届出の処理</p> <p>3 都計法, 盛土規制法及び埋立条 例に基づく検査済証の交付</p> <p>4 都計法及び盛土規制法に基づく 監督処分</p> <p>5 旧岡山市土採取等規制条例及び 埋立条例に基づく措置命令</p> <p>6 都計法及び盛土規制法に基づく 身分証明書の交付</p> <p>7 大規模開発事業の事前協議</p> <p>8 開発協定の締結</p> <p>(1) 50ヘクタール以上</p> <p>(2) 50ヘクタール未満</p> <p>9 優良宅地及び優良住宅の認定</p>						
<p>公</p>	<p>1 市有建築物の設計図書, 工事監</p>	<p>○</p>					

共 建 築 課	理書類等の承認						
住 宅 課	<p>1 マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づく組合の設立及び解散の認可</p> <p>2 マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づく事業計画の縦覧及び事業計画の変更の縦覧</p> <p>3 マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づく事業計画及び事業計画の変更に係る意見書の処理</p> <p>4 マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づく組合の定款，事業計画，権利変換計画，分配金取得計画，敷地権利変換計画の認可及び変更の認可</p> <p>5 個人施行者によるマンション建替事業の施行，廃止及び終了の認可</p> <p>6 個人施行者によるマンション建替事業の規準，規約及び事業計画の変更の認可</p> <p>7 施行再建マンション等の管理規約の認可</p>	○	○	○	○	○	

8	マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づく事業の会計検査及び是正命令	○			
9	前項の命令に従わない組合の設立認可及び個人施行者の事業の施行認可の取消し	○			
10	マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づく組合員の申出に基づく総会及び総代会の招集並びに理事、監事及び総代の解任投票の実施並びに議決、選挙及び投票の取消し	○			
11	マンションの除却の必要性に係る認定	○			
12	マンション敷地売却事業の買受計画の認定及び変更の認定	○			
13	マンション管理計画の認定	○			
14	地域優良賃貸住宅の供給計画の認定及び変更				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) その他のもの	○			
15	地域優良賃貸住宅の認定事業者の地位承継の承認	○			
16	地域優良賃貸住宅の用途の終了並びに廃止認定及び供給計画の取消し	○			
17	地域優良賃貸住宅の管理を行	○			

う指定法人の指定及び指定の取消 し						
18 地域優良賃貸住宅の整備事業 補助金の交付決定及び返還決定	○					財政課長
19 地域優良賃貸住宅整備事業全 体設計承認	○					
20 地域優良賃貸住宅の補助事業 の中止又は廃止の承認	○					
21 サービス付き高齢者向け住宅 の登録及び登録抹消	○					
22 住宅セーフティネットに關す る登録住宅の登録及び登録抹消	○					
23 市営住宅入居者の公募及び選 考方法		○				
24 市営住宅の家賃基準の決定	○					
25 市営住宅収入認定・家賃額(収 入基準超過・高額所得)の決定	○					
26 市営住宅入居予定者の決定	○					
27 市営住宅入居者の決定	○					
28 市営住宅への同居の承認	○					
29 市営住宅の入居承継の承認	○					
30 市営住宅入居者の異動, 氏変 更等各種届出の受理	○					
31 市営住宅の不居住及び返還届 の受理	○					
32 市営住宅への工作物設置等の 許可	○					

3 3	市営住宅保管義務違反等の処 置						
(1)	重要なもの					○	
(2)	その他のもの					○	
3 4	市営住宅の明渡請求，明渡期 限の延長及び契約解除					○	
3 5	公益社団法人全国公営住宅火 災共済機構への加入					○	

下水道河川局

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市 長	
		課 長	部 長	局 長		
下 水 道 河 川 局 共 通	1 立入検査等を行う職員 の身分証明書 の発行	○				

下水道経営部

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市 長	
		課 長	部 長	局 長		

				長	
下水道経営企画課	1 下水道事業会計に係る予算科目の新設，廃止及び名称の修正 ○ 2 下水道事業会計に係る企業債の起債申請の決定 ○ 3 下水道事業会計に係る企業債の起債協議 ○ 4 下水道事業会計に係る企業債の起債及び起債前借金の借入れ ○ 5 下水道事業会計に係る企業債の償還 ○ 6 下水道事業会計に係る一時借入金の借入れ及び償還 ○				財政課長
下水道営業課	1 排水設備の指定工事店の指定 ○ 2 排水設備の認定 ○ 3 法令に基づく下水道指定工事店に対する処分 (1) 指定の取消し ○ (2) 指定の一時停止 ○ 4 法令に基づく下水道指定工事店に対する処分に関する事前措置の通知 (1) 特に重要なもの ○ (2) 重要なもの ○ (3) その他のもの ○				
下水	1 採石及び砂利採取関係 (1) 採取計画の認可 ○				

道 河 川 計 画 課	(2) 採取計画の変更認可	○				
	(3) 採取計画の変更命令		○			
	(4) 認可の取消し及び採取の一 時停止命令		○			
	(5) 災害防止のための措置命令		○			
	(6) 採取場所若しくは事務所へ の立入検査	○				

下水道施設部

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決			市 長	
		課 長	部 長	局 長		
下 水 道 管 路 保 全 課	1 岡山市浸水対策の推進に関する 条例に基づく開発行為等における 雨水排水計画の協議, 勧告, 命令 及び公表 (1) 協議 (2) 勧告 (3) 命令 (4) 公表	○	○	○	○	下水道河川計画課長
北 部 下 水 道 事	1 排水設備の認定 2 設計変更に係る指示又は承認	○	○			

務 所 ・瀬 戸 下 水 道 事 務 所									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(出先機関)

東京事務所

事項	決裁区分				指定合議先職位
	専決				
	所 長	部 長	局 長	副 市 長	
1 所員の休暇の承認	○				人事課長（14日以内の年次休暇並びに職員 の婚姻、忌引、父母の祭日、子の出生、 人間ドック及び夏季の事由の特別休 暇を除く。）
2 所員の時間外勤務及び休日勤務の 命令並びに認定	○				
3 所員の旅行命令及び復命	○				
4 市長の特命事項の処理	○				

福祉交流プラザ

事項	決裁区分	指定合議先職位
----	------	---------

	専決			
	館 長	課 長	部 長	局 長
1 福祉交流プラザの使用の許可	○			

岡山シティミュージアム

事項	決裁区分				指定合議先職位
	専決				
	館 長	部 長	局 長	副 市長	
1 開館時間, 休館日, 開館日の変更 (臨時的なもの)	○				
2 共通入館券, 入館回数券, 年間入 館券等の発行		○			
3 常設展の展示変更			○		
4 特別展等の実施				○	
5 資料等の貸出し	○				

男女共同参画社会推進センター

事項	決裁区分				指定合議先職位
	専決				
	館 長	課 長	部 長	局 長	
1 男女共同参画社会推進センター事 業及び男女共同参画相談支援センタ ー事業の企画調整					
(1) 重要なもの			○		
(2) その他のもの	○				

2	職員の勤務時間の割振り	○					
3	職員の時間外勤務及び休日勤務の命令及び認定	○					
4	職員の休暇の承認	○					人事課長（14日以内の年次休暇並びに職員の婚姻、忌引、父母の祭日、子の出生、人間ドック及び夏季の事由の特別休暇を除く。）
5	施設の使用の許可及び取消し	○					
6	施設の使用に伴う物品の展示販売許可	○					
7	収入金の調定	○					
8	使用料の還付	○					

区役所

組織名	事項	決裁区分					指定合議先職位	備考
		専決				市長		
		課長	区長	区長代理	副市長			
区役所共通	1 土地収用法に基づく申請 (1) 事業認定の申請 (2) 裁決手続の開始 (3) 裁決申請			○			○	
総務・地	1 各種統計調査員の内申又は推薦 2 各種日報の処理 3 事務室の配置	○						

域 振 興 課	4	庁舎内の電話機の配置	○					
	5	庁舎内の遺失物の処理	○					
	6	会議室使用の承認	○					
	7	墓地の改葬許可	○					
	8	市営墓地の使用及び墓地工作物の建設許可	○					
	9	公害に対する苦情の受付	○					
	10	町内会、自治会等地縁による団体の法人格の取得	○	○				
	11	中小企業向け保証融資制度の利用申込みに係る認定	○				産業振興課長	
	12	区内のスポーツ及びレクリエーション活動の普及振興に関する事業の計画及び実施						
		(1) 重要なもの		○				
		(2) その他のもの	○					
	市 民 保 険 年 金 課	1	印鑑登録に関する届出及び申請	○				
2		死体（胎）埋火葬の許可	○					
3		自動車臨時運行許可	○					
4		船員に関する申請	○					北区に限る。
5		旅券発給に関する申請	○					
6		国民健康保険資格確認書等の交付	○					
7		高額療養費の貸付け	○					北区に限る。
8		出産育児一時金の貸付けの承認	○					
9		限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	○					

	10 国民健康保険各種給付金の窓口払	○						北区に限る。
農 林 水 産 振 興 課	1 農作物病害虫及び森林病害虫防除の処置	○						
	2 農用地利用集積計画の作成及び告示	○						
	3 岡山市クラインガルテンの公募及び選考方法並びに使用者の決定	○						北区に限る。
	4 岡山市クラインガルテンの使用中止	○						北区に限る。
	5 岡山市クラインガルテンの使用許可の取消し等	○						北区に限る。
	6 漁港施設利用届の受理	○						南区に限る。
	7 漁港施設占有許可	○						南区に限る。
	8 保安林内立木伐採等の届出の受理	○						
	9 家畜の伝染病予防実施	○						
	10 鳥獣の飼育の登録	○						
	11 ヤマドリの販売許可	○						
	12 有害鳥獣の捕獲の許可証の発行	○						
	13 伐採及び伐採後の造林の届出の受理	○						
	14 森林の土地の所有者届出の受理	○						
	15 森林施業に関する測量又は実施調査等のための他人の土地への	○						

立入調査の許可						
1 6 土地改良事業に関する意見書の送付	○					
1 7 土地改良事業交付金交付対象事業適格承認	○					
1 8 土地改良事業計画の適否決定, 認可及び公告等	○					
1 9 土地改良事業における換地計画の認可等	○					
2 0 土地改良区役員選任等の受理及び証明	○					
2 1 土地改良区の定款変更の認可及び内容に関する証明	○				農村整備課長（定款変更の認可のみ）	
2 2 日本政策金融公庫の融資事務に伴う審査及び認定	○					
2 3 地すべり防止区域内における制限行為の許可	○					北区に限る。
2 4 用水路の水止め	○					
2 5 農道, 用排水路, ため池等の使用許可及び工事施行の承認						
(1) 重要なもの	○					
(2) その他のもの	○					
2 6 開発許可申請に伴う同意及び協議						
(1) 大型開発				○		
(2) その他のもの	○					
2 7 し尿浄化槽水の放流許可						

	(1) 重要なもの		<input type="radio"/>			
	(2) その他のもの	<input type="radio"/>				
	28 水利監督員，農業水利土木員の任免		<input type="radio"/>			
	29 農道，用水路等の用途廃止		<input type="radio"/>			
	30 農道，用水路等の用途変更		<input type="radio"/>			
	31 無許可使用に対する勧告措置		<input type="radio"/>			
地域整備課	1 緑化協定の承認又は締結					
	(1) 工場及び企業団地に係るもの		<input type="radio"/>		都市・交通部長 公園緑地担当課長	
	(2) その他のもの	<input type="radio"/>				
	2 街路樹の移植及び撤去	<input type="radio"/>				
	3 公園，緑地及び児童遊園地の占用，行為等の許可					
	(1) 施設の設置等許可					
	ア 重要なもの		<input type="radio"/>		都市・交通部長 公園緑地担当課長	
	イ その他のもの	<input type="radio"/>				
	(2) 占用の許可					
	ア 重要なもの		<input type="radio"/>		都市・交通部長 公園緑地担当課長	
	イ その他のもの	<input type="radio"/>				
	(3) 行為の許可	<input type="radio"/>				
(4) 有料公園施設の使用許可	<input type="radio"/>					
4 公園等の環境美化に係る団体及びその報償金交付の認定又は認定	<input type="radio"/>					

の取消し					
5 道路管理者の意見聴取に関する 省令その他に定める道路管理上の 意見	○				
6 開発許可申請に伴う同意及び協 議					
(1) 土木関係					
ア 重要なもの		○			道路港湾管理課長
イ その他のもの		○			
(2) 公園緑地等の緑化	○				
7 道路の通行禁止又は制限	○				
8 水難救護法による公告及び物件 交付	○				
9 道路、河川、港湾施設等の占用 料及び使用料関係					
(1) 収入の調定及び命令並びに 振替命令	○				
(2) 納入通知書、督促状等の発 付及び公示送達	○				
(3) 占用料及び使用料の減免					
ア 法令、条例、規則、要綱等 に明記されているもの	○				
イ その他のもの		○			
(4) 占用料及び使用料に係る料 外徴収金の減免	○				
(5) 納期限の変更、徴収猶予(分 割納付を含む。)及び徴収停止	○				

	(6) 滞納処分（差押物件の換価を除く。）の執行命令	○				
	(7) 差押物件の換価	○				
	(8) 滞納処分の執行停止及び執行停止の取消し	○				
	(9) 不納欠損処分	○			財政課長 財政企画 総務担当課長（強制徴収公債権を除く。） 道路港湾管理課長	
	(10) 収入金の過誤納金還付金及び過誤納金還付加算金の還付及び充当（相殺を含む。）	○				
	10 道路及び下水（下水道河川局の所管に属するものを除く。）の清掃及び散水の実施	○				
	11 道路、下水の清掃及び散水の申込み及び苦情処理	○				
土木農林分室	1 土地改良事業に関する意見書の送付	○				
	2 土地改良事業計画の適否決定、認可及び公告等	○				
	3 土地改良事業における換地計画の認可等	○				
	4 地すべり防止区域内における制限行為の許可	○				
	5 用水路の水止め	○				
	6 農道、用排水路、ため池等の使					

ア 重要なもの		○	都市・交通部長
イ その他のもの	○		公園緑地担当課長
(3) 行為の許可	○		
(4) 有料公園施設の使用許可	○		
1 6 公園等の環境美化に係る団体及びその報償金交付の認定又は認定の取消し	○		
1 7 道路管理者の意見聴取に関する省令その他に定める道路管理上の意見		○	
1 8 開発許可申請に伴う同意及び協議			
(1) 土木関係			道路港湾管理課長
ア 重要なもの		○	
イ その他のもの		○	
(2) 公園緑地等の緑化	○		
1 9 道路の通行禁止又は制限	○		
2 0 水難救護法による公告及び物件交付	○		
2 1 道路、河川、港湾施設等の占用料及び使用料関係			
(1) 収入の調定及び命令並びに振替命令	○		
(2) 納入通知書、督促状等の交付及び公示送達	○		
(3) 占用料及び使用料の減免			

ア 法令, 条例, 規則, 要綱等に明記されているもの	○					
イ その他のもの		○				
(4) 占用料及び使用料に係る料外徴収金の減免	○					
(5) 納期限の変更, 徴収猶予(分割納付を含む。)及び徴収停止	○					
(6) 滞納処分(差押物件の換価を除く。)の執行命令	○					
(7) 差押物件の換価		○				
(8) 滞納処分の執行停止及び執行停止の取消し		○				
(9) 不納欠損処分		○				財政課長 財政企画
(10) 収入金の過誤納金還付金及び過誤納金還付加算金の還付及び充当(相殺を含む。)	○					総務担当課長(強制徴収公債権を除く。)
						道路港湾管理課長

地域センター

事項	決裁区分				指定合議先職位
	専決				
	セ ン タ ー 所	区 長 代 理	区 長	副 市 長	

			理			
総務民生課	1 公簿書等の閲覧	○				
	2 公簿書等による証明及び軽易な証明	○				
	3 成規定例による申請及び諸報告	○				
	4 各種日報の処理	○				
	5 各種講習会，講話会等の開催	○				
	6 事務室の配置	○				
	7 庁舎内の電話機の配置	○				
	8 庁舎内の遺失物の処理	○				
	9 その他前各項に準ずる軽易又は定例の事務処理	○				
	10 財産区議会の議案					建部支所に限る。
(1) 条例に関するもの				○総務局長 総務部長 財産活用マネジメント推進課長 総務・地域振興課長		
(2) 予算に関するもの	○			財政課長 総務・地域振興課長		
(3) その他のもの	○			総務・地域振興課長		
11 財産区議会の招集	○			総務法制企画課長 総務・地域振興課長	建部支所に限る。	
12 議会を持つ財産区の財務に関する事務処理					建部支所に限る。	

(1) 重要なもの				○ 財政局長 財務部長 総務・地域振興課長	
(2) その他のもの		○			
1 3 財産区管理会の開催		○			建部支所に限る。
1 4 御津ふれあいプラザの開館時間、休館日、開館日の変更 (臨時的なものに限る。)		○			御津支所に限る。
1 5 御津ふれあいプラザの使用の許可及び取消し		○			御津支所に限る。
1 6 御津ふれあいプラザの使用料の減免及び還付		○			御津支所に限る。
1 7 スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興に関する事業の計画及び実施					御津支所に限る。
(1) 重要なもの		○			
(2) その他のもの		○			
1 8 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付		○			
1 9 印鑑登録に関する届出及び申請		○			
2 0 死体(胎)埋火葬の許可		○			
2 1 自動車臨時運行許可		○			
2 2 旅券発給に関する申請		○			建部・瀬戸支所に限る。
2 3 国民健康保険資格確認書		○			

等の交付					
2 4 墓地の改葬許可	○				
2 5 市営墓地の使用及び墓地 工作物の建設許可	○				
2 6 空き地に係る雑草の除去 に関する調査又は通知	○				
2 7 し尿収集の申込みの処理	○				
2 8 ごみの一部事務組合に関 する事務					建部支所に 限る。
(1) 重要なもの			○	(環境施設部長 環境施設課長
				環	
				境	
				局	
				長	
)	
(2) その他のもの			○		
2 9 上水道及び簡易給水事業 以外の飲用水供給に関する事 務					建部支所に 限る。
(1) 重要なもの			○	(健康衛生部長 保健管理課長
				健	
				康	
				衛	
				生	
				担	

				当 局 長)		
	(2) その他のもの	○				保健管理課長
	30 福祉医療費(子ども医療費を除く。)の受給資格の認定	○				
	31 福祉年金の申請受付及び決定	○				
	32 狂犬病予防, 犬の登録及び鑑札・狂犬病予防注射済票の交付	○				
産 業 建 設 課	1 商業に関する調査及び企画の実施並びに資料作成 (1) 重要なもの			○ (産 業 観 光 局 長)		商工部長 産業振興課長
	(2) その他のもの	○				
	2 工業及び流通に関する調査及び企画の実施並びに資料作成					

	<p>(1) 重要なもの</p>			○		<p>商工部長 産業振興課長</p>	
	<p>(2) その他のもの</p>	○					
	<p>3 中小企業向け保証融資制度 の利用申込みに係る認定</p>	○				<p>産業振興課長</p>	
	<p>4 企業団地の維持管理及び立 地調査の実施</p>						
	<p>(1) 重要なもの</p>			○		<p>商工部長 産業振興課長</p>	
	<p>(2) その他のもの</p>	○					
	<p>5 農作物病害虫の処置</p>	○					
	<p>6 家畜の伝染病予防実施</p>	○					
	<p>7 農村集落活性化施設に係る</p>	○					

使用許可及び使用料減免						
8 農道，用排水路，溝渠，ため池等の使用許可及び工事施行の承認						
(1) 重要なもの				○		農林水産振興課長
(2) その他のもの			○			
9 し尿浄化槽水の放流許可						
(1) 重要なもの				○		農林水産振興課長
(2) その他のもの			○			
10 開発許可申請に伴う同意及び協議						
(1) 農林関係						農林水産振興課長
ア 大型開発					○	
イ その他のもの			○			
(2) 土木関係						
ア 重要なもの					○	道路港湾管理課長
イ その他のもの				○		地域整備課長
(3) 公園緑地等の緑化			○			
11 用水路の水止め	○					
12 公園，緑地及び児童遊園地の占用及び行為等の許可						
(1) 施設の設置等許可						
ア 重要なもの					○	都市・交通部長 公園緑地担当課長 地域整備課長
イ その他のもの			○			
(2) 占用の許可						

<p>ア 重要なもの</p>			○			<p>都市・交通部長 公園緑地担当課長 地域整備課長</p>	
<p>イ その他のもの</p>			○				
<p>(3) 行為の許可</p>			○				
<p>(4) 有料公園施設の使用許可</p>			○				
<p>1 3 街路樹の移植及び撤去</p>			○				
<p>1 4 道路管理者の意見聴取に関する省令その他に定める道路管理上の意見</p>			○				
<p>1 5 道路の通行禁止又は制限</p>			○				
<p>1 6 水難救護法による公告及び物件交付</p>			○				
<p>1 7 道路，河川，港湾施設等の占用料及び使用料関係</p>							
<p>(1) 収入の調定及び命令並びに振替命令</p>			○				
<p>(2) 納入通知書，督促状等の発布及び公示送達</p>			○				
<p>(3) 占用料及び使用料の減免</p>							
<p>ア 法令，条例，規則，要綱等に明記されているもの</p>			○				
<p>イ その他のもの</p>			○				
<p>(4) 占用料及び使用料に係る料外徴収金の減免</p>			○				

(5) 納期限の変更, 徴収猶予 (分割納付を含む。) 及び徴 収停止	○				
(6) 滞納処分(差押物件の換 価を除く。)の執行命令	○				
(7) 差押物件の換価	○				
(8) 滞納処分の執行停止及 び執行停止の取消し	○				
(9) 不納欠損処分	○			財政課長 財政企画 総務担当課長(強制徴 収公債権を除く。) 道路港湾管理課長 地域整備課長	
(10) 収入金の過誤納金還 付金及び過誤納金還付加算 金の還付及び充当(相殺を含 む。)	○				
18 地すべり防止区域内の制 限行為の許可	○				御津支所を 除く。
19 岡山市都市計画区域外の 開発事業の調整に関する条例 に基づく届出及び協議の処理	○				瀬戸支所を 除く。
20 水利監督員, 農業水利土木 員の任免	○			農林水産振興課長	

古都市民サービスセンター及び朝日市民サービスセンター

事項	決裁区分	指定合議先職位
	専決	

	セ ン タ ー 所 長	課 長	区 長 代 理	区 長	
1 印鑑登録に関する届出及び申請	○				
2 死体（胎）埋火葬の許可	○				
3 自動車臨時運行許可	○				

瀬戸町健康福祉の館

事項	決裁区分				指定合議先職位
	専決				
	館 長	課 長	区 長 代 理	区 長	
1 施設の使用の許可及び取消し	○				

平井サンホーム

事項	決裁区分				指定合議先職位
	専決				
	園 長	課 長	区 長 代 理	区 長	
1 入居及び入居取消し		○			

市税事務所

事項	決裁区分	指定合議先職位
----	------	---------

	専決			
	所 長	部 長	局 長	副 市 長
1 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付	○			
2 固定資産（償却資産を除く。）の価格等の決定		○		

福祉事務所

事項	決裁区分				指定合議先職位
	専決				
	所 長	部 長	局 長	副 市 長	
1 福祉医療費（子ども医療費を除く。）の受給資格の認定	○				
2 要支援・要介護等認定	○				
3 国民健康保険資格確認書等の再交付	○				

児童福祉施設

組 織 名	事項	決裁区 分			指定合議先職位
		専決			
		園 長	館 長	課 長	
善 隣	1 1件50万円未満の賄材料の購入決定及び購入契約の締結並びに	○			

館 ・仁 愛 館 ・見 童 館 ・保 育 園 ・認 定 こ ど も 園 共 通	検査			
	2 所属職員の休暇の承認	○		人事課長（14日以内の年次休暇並びに職員の婚姻，忌引，父母の祭日，子の出生，人間ドック及び夏季の事由の特別休暇を除く。）
善 隣 館	1 入所児童の慰安の実施	○		
	2 入所児童の診断及び証明	○		
	3 その他入所児童の養護上必要な措置	○		

事業所

組 織 名	事項	決裁区分				指定合議先職位
		専決				
		所 長	部 長	局 長	副 市	

				長	
第 1 事 業 所	1 し尿の収集及び処理 2 し尿収集の申込み及び苦情処 理 3 多量及び特殊汚物の自己処理 命令及び指導 4 浸水による冠水便槽の確認と 減免の決定	○ ○ ○ ○			
野 殿 事 業 所 ・岡 南 事 業 所 ・当 新 田 事 業 所	1 ごみの収集及び処理 2 ごみ収集の申込み及び苦情処 理 3 多量及び特殊汚物の自己処理 命令及び指導	○ ○ ○			
西 大 寺	1 ごみの収集及び処理 2 ごみ収集の申込み及び苦情処 理	○ ○			

事業所	3	多量及び特殊汚物の自己処理 命令及び指導	○				
	4	し尿の収集及び処理	○				
	5	し尿収集の申込み及び苦情処 理	○				
	6	浸水による冠水便槽の確認と 減免の決定	○				

備考

- 1 指定合議先職位欄にある「*」のついた項目については、その上に記載された指定合議先に加えて指定された職位を指定合議先とすること。
- 2 指定合議先職位欄にある「◆」のついた項目については、指定された職位のみを指定合議先とすること。
- 3 表中、市長に関する事項は、市長の決裁を要するものの例示である。

別表第2（第8条関係）

部長が承認、決裁する事務の範囲

局	部	部長	承認、決裁する事務の範囲
	危機管理室	危機管理室長	危機管理室の事務
	市長公室	市長公室長	市長公室の事務
政策局	政策部	政策部長	政策企画課、事業政策課及び東京事務所の事務
		デジタル担当部長	デジタル推進課の事務
	行政改革推進室	行政改革推進室長	行政改革推進室の事務
総務局	総務部	総務部長	総務法制企画課、庁舎管理課、新庁舎整備課、行政執行適正化推進課及び行政事務管理課の事務
	人事部	人事部長	人事課及び給与課の事務

財政局	財務部	財務部長	財政課，財産活用マネジメント推進課，契約課及び監理検査課の事務
	税務部	税務部長	税制課，課税管理課，収納課，料金課及び市税事務所の事務
市民協働局	市民協働部	市民協働部長	市民協働企画総務課，SDGs・ESD推進課及び女性が輝くまちづくり推進課の事務
		国際交流担当部長	国際課の事務
		人権担当部長	人権推進課の事務
	市民生活部	市民生活部長	区政推進課及び生活安全課の事務
区役所		区長代理	区役所の総務・地域振興課，市民保険年金課及び地域センターの事務
		区長代理 [北区のみ] 区長代理（地域整備課長事務取扱） [北区以外]	区役所の農林水産振興課，地域整備課及び土木農林分室の事務
		区役所参事（支所長事務取扱）	支所の事務
スポーツ文化局	スポーツ文化部	スポーツ文化部長	スポーツ振興課，文化振興課及び岡山シティミュージアムの事務
保健福祉局	保健福祉部	保健福祉部長	保健福祉企画総務課，医療政策推進課，監査指導課，福祉援護課，国保年金課及び医療助成課の事務
	高齢福祉部	高齢福祉部長	地域包括ケア推進課，高齢者福祉課，介護保険課及び事業者指導課の事務
	障害・生活福祉部	障害・生活福祉部長	障害福祉課，障害者更生相談所，生活保護・自立支援課及び福祉事務所の事務

	健康衛生部	健康衛生部長	保健管理課, こころの健康センター及び 食肉衛生検査所の事務
	保健所	保健所長	保健所の事務
岡山っ子育て 成局	子育て支援部	子育て支援部長	こども企画総務課, 地域子育て支援課, こども福祉課, こども総合相談所及び発 達障害者支援センターの事務
	保育・幼児教育 部	保育・幼児教育部長	保育・幼児教育課, こども園推進課, 就 園管理課及び幼保運営課の事務
環境局	環境部	環境部長	環境企画総務課, 環境保全課, ゼロカー ボン推進課, 産業廃棄物対策課, 環境事 業課, 第1事業所, 野殿事業所, 当新田 事業所, 岡南事業所及び西大寺事業所の 事務
	環境施設部	環境施設部長	環境施設課, 東部クリーンセンター, 東 部リサイクルプラザ及び一宮浄化セン ターの事務
産業観光局	商工部	商工部長	経済企画総務課, 産業振興課及び創業支 援・雇用推進課の事務
	観光部	観光部長	観光振興課及びプロモーション・MICE 推進課の事務
	農林水産部	農林水産部長	農林水産課及び農村整備課の事務
都市整備局	都市・交通部	都市・交通部長	都市企画総務課, 都市計画課, 交通政策 課, 市街地整備課及び庭園都市推進課の 事務
	道路部	道路部長	道路計画課, 道路港湾管理課, 西部幹線 道路建設課, 東部幹線道路建設課, 道路 予防保全課及び美作岡山道路建設事務

			所の事務
	住宅・建築部	住宅・建築部長	建築指導課，開発指導課，公共建築課及び住宅課の事務
下水道河川局	下水道経営部	下水道経営部長	下水道経営企画課，下水道営業課及び下水道河川計画課の事務
	下水道施設部	下水道施設部長	下水道施設管理課，下水道管路保全課，下水道施設整備課及び下水道管路整備課の事務
	会計管理室	会計管理室長	会計課の事務